

議事日程（第 4 号）

平成30年 3 月12日 午前 9 時開議

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 報告第 1 号 専決処分の報告について
（専決第 1 号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認について
（専決第 2 号）平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認について
（専決第 3 号）平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について
- 日程第 5 議案第 1 号 新温泉町集会施設条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 2 号 新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 3 号 新温泉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4 号 新温泉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5 号 新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 6 号 新温泉町中小企業等振興条例の制定について
- 日程第11 議案第 7 号 新温泉町非常勤の嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 8 号 新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 9 号 新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 新温泉町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第16 議案第12号 鳥取市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 日程第17 議案第13号 鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 日程第18 議案第14号 但馬牛研修センター建築工事請負変更契約の締結について

- 日程第19 議案第15号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(地域活動支援センター)
- 日程第20 議案第16号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(まち歩き案内所)
- 日程第21 議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(正法庵とんぼの里公園)
- 日程第22 議案第18号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(切畑ふれあい広場)
- 日程第23 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(中辻農村公園)
- 日程第24 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(八田コミュニティセンター)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第1号 専決処分の報告について
(専決第1号) 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認について
(専決第2号) 平成29年度新温泉町一般会計補正予算(第8号)の専決処分について
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認について
(専決第3号) 平成29年度新温泉町一般会計補正予算(第9号)の専決処分について
- 日程第5 議案第1号 新温泉町集会施設条例の一部改正について
- 日程第6 議案第2号 新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 新温泉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 新温泉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 新温泉町中小企業等振興条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 新温泉町非常勤の嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第8号 新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第9号 新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

- 日程第14 議案第10号 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 新温泉町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第16 議案第12号 鳥取市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 日程第17 議案第13号 鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 日程第18 議案第14号 但馬牛研修センター建築工事請負変更契約の締結について
- 日程第19 議案第15号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(地域活動支援センター)
- 日程第20 議案第16号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(まち歩き案内所)
- 日程第21 議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(正法庵とんぼの里公園)
- 日程第22 議案第18号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(切畑ふれあい広場)
- 日程第23 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(中辻農村公園)
- 日程第24 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(八田コミュニティセンター)

出席議員（16名）

1番	池田宜広君	2番	太田昭宏君
3番	岩本修作君	4番	阪本晴良君
5番	森田善幸君	6番	中井次郎君
7番	重本静男君	8番	小林俊之君
9番	谷口功君	10番	宮本泰男君
11番	河越忠志君	12番	浜田直子君
13番	平澤剛太君	14番	竹内敬一郎君
15番	中村茂君	16番	中井勝君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲 村 祐 子君 書記 中 井 勇 人君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 村 銀 三君	教育長	岡 田 耕 治君
温泉総合支所長	太 田 洋 二君	牧場公園園長	池 内 俊 久君
総務課長	西 村 大 介君	企画課長	井 上 弘 君
税務課長	長谷阪 治君	町民課長	谷 田 善 明君
健康福祉課長	森 本 彰 人君	商工観光課長	岩 垣 廣 一君
農林水産課長	仲 村 秀 幸君	建設課長	田 中 雅 樹君
上下水道課長	松 岡 清 和君	町参事	土 江 克 彦君
浜坂病院事務長	吉 野 松 樹君	会計管理者	中 村 光 春君
こども教育課長	西 村 徹 君	生涯教育課長	川 夏 晴 夫君
調整担当	小 谷 豊 君		

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第87回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、休会中に常任委員会が開かれ、それぞれの所管事務調査が行われたので、その結果の報告、提出議案であります条例の制定及び改正などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 皆さん、おはようございます。

定例会第4日目の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

休会中にはそれぞれの委員会におきまして課題及び懸案事項への御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、3月は新たな旅立ちの季節であります。本町においても9日に夢が丘、浜坂両中学校で卒業式が行われ、106名の生徒が思い出の学びやに別れを告げ、新たな道へと一步を踏み出しました。歩む道は違いますが、それぞれのステージで多くのことを学び、人としてさらに大きく成長されることを期待するものであります。

なお、本日の定例会は、報告案1件、承認案2件、条例案10件、事件案10件につ

きまして御審査をお願いするところでございます。

なお、議案第11号、新温泉町過疎地域自立促進計画の変更についてもお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第87回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る3月2日の会議以来それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、3月8日、町長から、議案第11号、新温泉町過疎地域自立促進計画の変更についてを訂正したい旨の申し出がありました。この訂正の申し出については、本日開催されました議会運営委員会に諮り、会議規則第20条第1項ただし書きの規定により議長が許可いたしました。

以上で議長からの報告を終わります。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されていますので、その状況をそれぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務教育常任委員会が3月6日に開かれております。委員長から報告をお願いします。

中村委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、総務教育常任委員会の報告を行いたいと思います。

3月6日、税務課、こども教育課、生涯教育課、企画課、総務課、議会事務局、6課の所管事務調査を行ったところであります。

まず、税務課であります。報告事項は1件ありました。平成29年度町税等徴収実績について、1月末の報告を受けました。特に大きな問題なく、おおむね順調な徴収状況でありました。

質疑で転出者の徴収で不明者についてはどうしとるか、という質問がありました。法にのっとり公示送達という方法で債権が消えんようにしとると、そういうことであります。

また、児童手当の差し押さえを行っていないかと、そういう部分ではそういうことは行っていないと、そういう回答でありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、こども教育課であります。報告事項は8件ありました。

報告事項中、5番の浜坂認定こども園整備に係る経過報告で12月の委員会以降の経

過の説明がありました。説明のポイントとしては、反対者の代表2名に面談し、見直す旨を伝えたと。今後、3月27日に住民懇談会を行うと。新年度から検討委員会の委員構成を変更し、対応したいと。県の津波高4.1メートルが公表されたと。また、ゼロ歳児の保育の需要がとて高まっていると。目的達成のため早期に候補地を決定したいと、そのような認定こども園の関係でありました。

これについて質疑ですが、面談は誰が行ったか、保護者の反応はどうか。町長、教育長、課長が行ったと。保護者の反応は、今のところはないと。

委員の構成を変える意図、検討委員会が最終決定まで行うのか、アドバイザーはという質問でしたが、広く住民の意見を聞くために構成を変えたいということですし、基本的には最後まで検討委員会のほうでお願いしたいということですが、状況により変化することもあると。アドバイザーについては、町民外ということもあり得ると、そういう回答でありました。

また、再検討の候補地については、現在地も含めて再検討すると。津波高以下は候補地とはならないが、かさ上げということもあり得ると。

また、大庭も含めた検討はしないのか。今のところは考えていない。

要望として、今までの経過を大切にすべき。見直しは子供の立場を最大限に検討されるべきというふうな要望、意見がありました。

次に、6番の就学支援金支給要綱の制定についてであります。これについては内容が示されました。

主な質疑としては、国の就学支援金とのかかわりは、また国の就学支援金は来期から事前交付すると。町の支援金も同じタイミングで交付したいと。

また、地元経済も視野にすべきだが、金券の検討ができないか。要綱では想定していると。がしかし、精算が難しいと、そういう答弁であります。

財源が起債だが、借金までしてする事業なのかと。また、結果的には子供たちに返済させる形になるのではないかと。御指摘はわかるが、子供への投資である。

また、支給要綱で滞納なしが条件になると。基準日以降の転入者を柔軟に対応すべきだ。これらの部分では、この趣旨にそぐわないというようなことも言えるという質問であったんですが、少し協議されまして、結果的には要綱どおり行うということでありました。報告事項については委員会資料を御清覧ください。

協議事項については、今定例会に提出される一般会計補正予算（第10号）の1件でありました。

主な質疑としまして、臨時保育士520万円の減は、もっと早く補正してもよかったですのではないかと。業務はどうしたのかということに対して、必要な人員のためにぎりぎりまで募集を継続してきたと。結果として現場でカバーし合いながら回したと。

結果としまして、異議なしで委員会として了承いたしました。

次に、生涯教育課であります。報告事項は6件ありました。

生涯教育施設利用の状況の中で、1の加藤文太郎記念図書館利用で加藤文太郎の生家、墓などの案内や現場の案内ができていないのではないかと。これに対して、窓口で案内地図を渡してると。現場の表示なりが、ちょっと雪でその表示板が落ちたらしくて、それについては関係課で現場の表示については考えていきたいと、そういうことでありました。

また、体育施設の部分で旧照来小学校の体育館の利用状況が全く示されてないということがありました。実績は承知してるが、次回から報告は出しますと。

また、事業実施報告中の第23回前田純孝学生短歌コンクールにおいて1席に浜坂高の生徒が入ったということ、それから浜坂高校に学校賞を贈呈したと、そういうことがありました。

また、日本遺産の登録申請については、27市町で北前船についての申請をしてると。また、連携中枢都市7市町で麒麟獅子の申請もしてると。いずれも4月末が発表の予定であります。認定後に組織化し、事業展開をしたいとの説明で、先般、朝来市の鉾石の道を勉強してきたと。そういう中では地域の住民の方の力を集めながら申請を勝ち取ったと、そういうことがあった。ぜひこういうこと参考にして住民を巻き込んだ取り組みをしてほしいと、そんな要望もありました。

また、4の中学生等海外研修補助金交付要綱の一部改正では、改正趣旨は経済的な都合で行けない要保護者等に参加の機会を確保する。

主な質疑としまして、海外研修の応募はどのような状況か。去年はオーバーし、選考したと。

応募者は受け入れが条件かに対して、要保護家庭は受け入れがしにくいという状況がある中で応募者は受け入れが条件かということですが、受け入れは条件でない。これについては周知していきたいということでもあります。

また、対象者が保護者になった、今回要綱改正でそういうふうになっとります。それについて滞納者の扱いは明記してないがと。さきの要綱では滞納はだめだよと言ったにもかかわらず、今度こっちの要綱では滞納については全く明記されてない。そういう部分で一貫性がないではないかということ、ちゃんと熟慮されたのかという質問でありました。他の事例も含めて洗い出しをしてみると、こういう内容でありました。報告事項の詳細は委員会資料を御清覧ください。

また、協議事項は2件でありました。

議案第20号、公の施設に係る指定管理の指定について、八田コミュニティセンターの指定管理であります。

管理者を八田文化交流会、期間は平成35年3月31日までの5カ年間、現在の事業実績や現状を評価し、指定案のとおり異議なく承認いたしました。

また、議案第21号、一般会計補正予算（第10号）についても異議なく承認いたしました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、企画課であります。報告事項は7件ありました。

公共交通の利用実績で岩美駅－鳥取間の急行バスの運行は10月以降となる。本年4月1日のダイヤ改正はしないということでありました。

新しい便の増設は無理な状況にある。ゆめぐり便が減って、乗客も減っている。ゆめぐり事業なり見直す時期に来ているのではないか。

また、免許返納に伴う奨励制度があってもいいのではないかとということ。特に公共交通機関の利用において配慮すべきというような意見が出たところであります。

3番目の第2次新温泉町総合計画の実施計画、30年度から32年度、3年間で示されました。3年間で193件、総額134億9,518万2,000円でありまして、31年度が57億1,305万9,000円で突出した状況であります。これについては夢ホールの耐震化なり、また残土処分場等ハード事業が集中してる。もちろん認定こども園もあるんですが、そういう状況にあるということでした。

また、町民タクシーの実施要綱の改正については、福祉タクシー助成事業実施要綱の対象地域拡大によって併用を避けるために改正するものであります。

行政組織規則の一部改正については、温泉を最大限に活用し、活気ある町の推進のため企画課の中に温泉未来係を設置するものであります。

分掌事務は、温泉活用に関する施策の企画及び総合調整に関するものであります。

関連して、6番目に、温泉を最大限活用した活気ある町の合意形成と推進のために庁舎内に各課長で組織する温泉活用推進本部を設置し、推進すると、そういうような内容が示されております。

その他風力発電の状況で説明を受けました。3月10日、11日に説明会を行うということでありました。

また、コリドー21、因但県境自治体会議については、麒麟のまち創生戦略会議の発足に伴い発展的に解消する、そういう報告を受けたところであります。詳細については委員会資料を御清覧ください。

また、協議事項は4件ありました。

今定例会に提出される議案第11号、過疎自立促進計画の変更については、2件のハード事業と1件のソフト事業を追加する内容でありました。

ソフト事業は、出産祝い金と就学支援金であります。

この件では就学支援金の事業の原資が借金ということでありまして、子供が返済する形にもなる。また、子供の一部ではなく全体に投資するような就学支援であるべきではないかと、そういうところの意見が大勢でありまして、賛成者なしで否決という結果になっております。

議案第12号は、鳥取市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止と、議案第13号は、鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結については、いずれも関連する内容でございます。定住自立圏の本町関係28

事業については連携中枢都市圏に継承されることから、両議案とも異議なしで承認したところであります。

また、議案第21号、一般会計補正予算（第10号）については、異議なしで承認いたしました。委員会資料を御清覧ください。

次に、総務課であります。報告事項は6件ありました。

1番目、職員の退職及び採用予定については、3月末退職予定者は17名、4月採用予定者は13名という内容でありました。

2の臨時職員の募集及び採用予定ですが、応募者208名あったようです。採用予定者は197名でありました。引き続き募集してるようであります。

新地方公会計制度については、本町では国の指導のもとで平成27、28年度で公有財産台帳を整備して、あわせて固定資産台帳も整備したと。平成29年度中に固定資産台帳を活用し、平成28年度決算ベースの新地方公会計財務諸表4表を作成したと、そういうことであります。

また、6の専決第1号、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分については、内容は公用車の自動車物損事故で、事故率が9対1だったようであります。6,238円で和解したものであります。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、今定例会に提出されます専決第2号、第3号、一般会計補正予算（第8号）、（第9号）は、予想を上回る降雪により除雪費に不足が生じたため専決で補正したものであります。合計補正額は1億4,169万3,000円でありました。財源は、財政調整基金をもって充てたということでありました。

また、議案第1号、集会施設条例の一部改正につきましては、起債償還が終了した2施設、竹田、岸田公民館を集落に譲渡するものであります。

議案第7号、非常勤嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、運営上、業務に似合った職として新しく湯財産区主任管理員を置くものであります。

また、議案第21号、一般会計補正予算（第10号）も委員会として異議なく承認いたしました。各協議事項については、詳細は委員会資料を御清覧ください。

次は、議会事務局であります。

協議事項といたしまして、一般会計補正予算（第10号）がありました。委員会として了承いたしました。

また、最後、委員会の総括として、企画課の協議事項中で否決した過疎計画の変更については、指摘意見は1点に限られておりました。そういうことを鑑みて正式上程前であることから内容を整理され、議案の差しかえもありということで当局に意見すると、そういう旨委員長として預かったところであります。その後、当局のほうにこの旨を伝えたところであります。

最後、閉会中の継続審査であります。継続審査8項目を議長に申し出ることといたしました。

以上、長くなりましたが、総務教育常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 総務教育常任委員長の報告終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。協議事項のみですけど、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これをもって質疑を終わります。

中村委員長、ありがとうございます。

次に、産業建設常任委員会が3月7日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

岩本委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩本 修作君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

3月7日、牧場公園課、農林水産課、建設課、商工観光課の4課の所管事務調査を行いました。

まず、牧場公園課です。報告事項は7件ありました。

家畜伝染病予防対策の強化について、現在韓国のように口蹄疫が発生し、日本に進出する可能性がある。また、伊丹市でも鳥インフルエンザが検出されております。そういったことで朝来家畜保健衛生所の指導により病原体の持ち込み及び持ち出しを防止するための規則を作成するとともに、平成29年度補正予算により施設の改修を行い、家畜伝染病予防対策の強化に取り組むという内容でございました。詳細については委員会資料を御清覧ください。

若干質疑ありました。今後、牧場公園でのイベント等を行う際には影響は出ないのかという質疑に対し、イベント前では口頭で事前説明をする。しかし、まだ若干の課題が残っているという答弁でございました。

次に、協議事項は、今定例会に提出される一般会計補正予算（第10号）の1件でした。委員会として了承いたしました。

次に、農林水産課です。報告事項は5件ありました。

美方郡内の繁殖和牛飼養状況について、浜坂地域で頭数が前年度より減少しているが、今後、頭数をふやすことは考えているかという質疑に対し、減少の原因は飼育をされている方が高齢者が多いと。今後は研修センターの整備、また基盤整備を行い後継者の育成に努めるという答弁でございました。

次に、ズワイガニ水揚げ状況について、漁業全般の水揚げ状況はという質疑に対し、今までは漁業全般の提示はしていないと。漁業組合に許可をとれば提示ができるという答弁でございました。詳細については委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項は、今定例会に提出される議案第14号、17号、第18号、第19号、一般会計補正予算（第10号）の5件でした。

議案第14号、但馬牛研修センター建築工事請負変更契約の締結について、内容はくみ取り便槽を浄化槽に変更、また舗装範囲の変更といった内容でございます。

若干の質疑はありました。浄化槽の設置場所が牛舎、管理棟から離れた場所に設置するようになっているが、これは設置経費がかさむのではないかとという質疑に対し、車や除雪車両が踏んで壊さないような設置場所に決めたという答弁でございました。これも委員会として了承いたしました。

次に、議案第17号、第18号、第19号、公の施設に係る指定管理者の指定についてですが、内容は新温泉町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定を適用し、指定管理者の候補者を指定したいということです。

次に、議案第17号は正法庵とんぼの里公園、議案第18号は切畑ふれあい広場、議案第19号は中辻農村公園です。いずれも委員会として了承いたしました。

次に、議案第21号、一般会計補正予算（第10号）についても委員会として了承をいたしました。

次に、建設課です。報告事項は4件ありました。

除雪及び積雪状況についてで、積雪状況は町が観測をしているのかという質疑に対し、観測は土木事務所が観測をしているという、また細い生活道路の除雪体制はどう考えているのかという質疑に対し、高齢者からの依頼で町民課と健康福祉課がスコップを持って除雪に回っているという答弁でございました。

次に、公共土木施設災害復旧事業については、6カ所ある災害復旧のうち5カ所が台風18号によるもの、1カ所は台風21号によるものということです。詳細については委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項は、専決第2号、一般会計補正予算（第8号）の専決処分について及び専決第3号、一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてです。今期は降雪が早く、除雪日数が昨年度に比べてふえ、予算不足となることが懸念されることで追加となったものです。いずれも委員会として了承いたしました。

次に、一般会計補正予算（第10号）についても委員会として了承いたしました。

次に、浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第5号）についても委員会として了承いたしました。

次に、商工観光課です。報告事項は8件ありました。

工事発注状況及び進捗状況について、バイナリー発電が発電していない原因は何かという質疑に対し、冷却システムの破損、配管が折れているため今後は配管の点検をするという答弁でございました。

次に、道の駅整備事業についてです。歩道屋根設置工事で雪には対応ができるのかという質疑に対し、雨風は防げれるが、雪には対応できない。

また、物販棟に入る扉設置はという質疑に対し、30年度の事業で計上をしているという答弁でございました。

次に、新規事業の取り組み状況についてです。

まず1つ目、過疎地域等自立活性化推進事業について、これはお土産グルメ創出事業ということで、豊富な農林水産資源を活用し、加工品の開発を売り出し、また未加工品も含めたブランド化を進め、6次産業化を進めるという内容でございます。

対象食材は、カニやエビ、ホタルイカ、ハタハタ、米、トチ、但馬牛といったものが対象食材となります。

次に、地域経済循環創造事業交付金について、これは仮称といたしまして、地域の酒米を利用したこだわりの日本酒製造と但馬杜氏の技術の伝承事業ということで、事業内容は地元関係者が中心となり既存の酒造会社の経営権を取得して新温泉町に酒蔵を建設する。また、新温泉町杜氏がつくる特別な日本酒を新温泉町の新しい特産品として地元でも提供することにより6次産業化への展開も図るという内容でございました。詳細については委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項は、今定例会に提出される議案第6号、第16号、一般会計補正予算(第10号)の3件でございました。

議案第6号、新温泉町中小企業振興条例の制定について、この条例は中小企業の振興に関し基本理念を定め、総合的に施策を推進していくことで中小企業等の発展と地域経済活性化を図り、町民の生活向上に寄与することを目的とするといった内容でございました。これも委員会として了承をいたしました。

次に、議案第16号、公の施設に係る指定管理者の指定について、施設の名称はまち歩き案内所です。委員会としてこれも了承をいたしました。

議案第21号、一般会計補正予算についても委員会として了承いたしました。

次に、要望書が1件ありました。商工会並びに企業に対する支援要望については、当局に対して適切な対応を要請することにいたしました。

次に、閉会中の継続審査ですが、議長に申し出することにいたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長(中井 勝君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち協議事項について質疑があればお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中井 勝君) 質疑はありません。これをもって質疑を終わります。

岩本委員長、御苦労さまでした。

次に、環境福祉常任委員会が3月8日に開かれております。委員長から報告をお願いします。

谷口委員長。

○環境福祉常任委員会委員長(谷口 功君) 環境福祉常任委員会の報告をいたします。

町民課、上下水道課、健康福祉課、公立浜坂病院です。

町民課の報告事項、1番から7項目まで、平成30年3月1日現在の人口統計から田

井公園整備工事概要についてまでであります。委員会資料をごらんいただきたいと思っております。

協議事項は、議案第2号、新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第21号、平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第10号）についてであります。いずれも異議なく了承いたしております。

一般会計補正予算の中で小型ポンプ車の入札差金についての質疑がございました。ぜひ本会議での議論をお願いしたいと思います。

上下水道課です。報告事項、下水道接続率報告から発注及び進捗状況まで、委員会資料をごらんいただきたいと思っております。

協議事項は、議案第10号、平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第10号）、議案第26号、平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第4号）で、議論なく了承をいたしております。

健康福祉課、報告事項は平成29年度国民健康保険事業医療給付費の状況から12の平成29年度公立豊岡病院ドクターカー出動状況についてでございましたが、国保の都道府県化の資料並びに出産祝い金支給要綱の資料が添付されておりますので、ぜひ本会議の議論に生かしていただきたいと思っております。

協議事項であります。議案第3号、新温泉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、国民健康保険法等の改正に伴うもので、当該住所地特例によるものであります。異議なく了承をいたしております。

議案第4号、新温泉町介護保険条例の一部改正について、平成30年から32年度、第7期の基準額を定めるものであります。基準額と料金の改定を定めるものであります。基準額で800円のアップになります。委員会としては異議なく了承いたしておりますが、報告者、私が反対することを御確認をいただいております。

議案第5号、新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。医療介護総合確保法の施行に伴うもので、事業者の指定権限が都道府県や政令指定都市等から市町村まで拡大されるものであります。異議なく了承をいたしております。

議案第15号、公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。地域活動支援センターきららの社協が今、指定管理で運営をいたしておりますものを豊岡の特定非営利活動法人に指定管理を変更するものであります。委員会としては異議なく了承をいたしております。

議案第21号、平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第10号）、議案第22号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議案第23号、平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第24号、平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）については、いずれも異議なく了承をいたしております。

公立浜坂病院であります。報告事項、公立浜坂病院事業の利用状況についてから平成30年度診療体制について、委員会資料をごらんいただきたいと思います。

協議事項の議案第8号、新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、院長退職のために麻酔科を廃止するものであります。

議案第9号、新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、看護師の夜間看護手当見直しをするものであります。看護師不足に対応するものであります。

議案第27号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算で、いずれも異議なく了承をいたしております。

最後に、議長へ提出する所管事務調査事項を確認し、終了いたしております。以上であります。

○議長（中井 勝君） 環境福祉常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち協議事項について質疑があればお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑はありません。これをもって質疑を終わります。

谷口委員長、御苦労さまでした。

次に、議会運営委員会が本日開かれております。委員長からその報告をお願いいたします。

中井委員長。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） それでは、本日議会運営委員会が開催をされまして、協議事項2件について協議をいたしました。その報告をいたします。

まず、町長から議長に提出のあった議案の訂正についてであります。議案第11号、新温泉町過疎地域自立促進計画の変更について、この訂正であります。

議会運営に関する事項の議案の取り扱いであるため、当委員会で協議を行いました。本件は、会議に上程されてない案件であり、会議規則の規定からも議会の許可手続を必要とせず、議長の許可によるものであります。そして本件の訂正は、総務教育常任委員会における協議結果を受けての訂正であり、拒否すべき理由がないことから、会議規則第20条第1項ただし書きの規定により、議長権限で許可手続を行うべきものであります。以上であります。

そして第2点目の協議事項は、閉会中の継続調査申し出についてでございます。これについても異議なく申し出を行うことに議決をいたしました。以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（中井 勝君） ありがとうございます。

次に、美方郡広域事務組合議会定例会が3月9日に開かれておりますので、その報告をお願いいたします。

宮本泰男君。

○美方郡広域事務組合議会議員（宮本 泰男君） 失礼いたします。美方郡広域事務組合

の議会が開かれておりますので、その議会報告をさせていただきます。

去る3月9日に美方郡広域事務組合議場で行われました。

議員全員、12名全員出席のもとで行われております。

当局からは西村管理者以下10名の説明者が出席されております。

議案内容は、定例の諸般の諸報告から始まりまして、議案は13件ございました。人事案が1件、それから条例改正案が2件、補正案が2件、予算案が2件、議案が6件ということで、13件でございます。それぞれ議案ごとに報告いたします。

第1号議案といたしまして、損害評価会委員の選任に関する同意についてでございます。

提案理由は、損害評価会委員が3月31日をもって任期満了になるため、後任の選任を必要とするものでございます。

人数は、委員数は40名以内、任期3年という規定でございまして、今回の選出予定者は40名、そのうち新人が15名ということで、審議の結果、選任を同意することに全員賛成で可決いたしております。

次に、第2号議案、美方郡広域事務組合職員の定数に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由としましては、消防職員の大量退職期を控えての対策であります。

現在美方郡広域事務職員の定数に関する条例第2条に次の1項を加えるという提案でございます。1項の内容を言いますと、2号、前項第1号の定数には年度当初における次に掲げる職員は含まないことができるものとする。(1)初任教育中の職員、(2)他の地方公共団体に派遣されている職員、(3)育児休業している職員の条文を追加する議案提案でございます。これも審議の結果、全員賛成、可決決定いたしました。

3号議案、消防手数料条例の一部改正についてでございます。

これは地方分権計画、3年ごとに見直しがある手数料の標準整理、標準額の平成29年に見直しが行われたため改正を行うものでございます。これも全員賛成、可決決定いたしております。

4号議案、農業共済事務費の賦課総額及び賦課単価の設定についての提案でございます。

これもこの内容につきましては、事務費の賦課総額は767万円。詳細等につきましては議員控室の資料を御清覧ください。これも全員賛成、可決決定してます。

第5号議案、農業共済事業の農作物共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定についてでございます。

これは農業災害補償法、農作物共済の係る危険段階基準共済掛金率等の設定についての提案でございます。議決を求めるものであります。

危険段階に定める共済目的の種類は水稻であります。まず適用時期は、平成30年度で適用。詳細につきましては、これも資料を御清覧ください。これも全員賛成で可決し

とります。

6、7、8号議案も同じく、共済の種類が違いますが、まず6号議案につきましては、果樹共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定であります。以下これは対象は梨だそうです。これも可決決定しとります。

次は、7号議案では、畑作物の共済についてでございます。この種類は大豆ということで、次に、8号議案は、園芸施設共済でございます。対象は、ビニールハウスの第Ⅱ類に対象するものだそうでございます。6、7、8号、これらにつきましても全員賛成で可決されております。

次に、9号議案でございますが、農作物共済特別積立金の取り崩しについてであります。

平成30年度農作物共済特別積立金の取り崩しの議決を求めるものでありまして、特別積立金の取り崩し額は77万円、この特別積立金の使途につきましては水稻無事戻し金に充当するものでございます。これも全員賛成で可決決定しております。

次に、10号議案、一般会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ123万2,000円追加し、総額8億2,618万4,000円の補正を求めるものであります。全員賛成、可決決定してあります。

11号議案、平成29年度の農業共済事業特別会計補正予算の補正に係ります収入、支出それぞれ152万2,000円減額し、総額2億5,548万3,000円の予定額の補正をするものであります。全員賛成、可決決定しとります。

次に、12号議案でございます。これは平成30年度の美方郡広域事務組合一般会計予算についてでございます。

歳入歳出総額、歳入歳出それぞれ7億8,857万5,000円とするものでありまして、一時借入金の最高限度は5,000万とする。これにつきましても全員賛成、可決決定いたしております。

13号議案でございますが、これは平成30年度美方郡広域事務組合農業共済事業特別予算についての提案であります。

これは各事業の予定量とかありますが、この分につきましては詳細は資料を御清覧ください。

収益的収入、支出といたしましては2億7,322万6,000円。また、一時借入金につきましては限度額1,000万とする。経費の流用については、議会の議決を得なければ流用することはできない経費といたしまして職員給与費4,167万9,000円。以上の提案ありまして、審議の結果、全員賛成、可決決定しております。

以上、平成30年第1回美方郡広域事務組合議会定例会の報告といたします。以上です。

○議長（中井 勝君） ありがとうございます。

以上で報告を終わります。

暫時休憩いたします。この後、総務常任委員会を開いていただきます。終わり次第始めたいと思いますので、その間休憩をお願いします。

午前 9時50分休憩

午前10時45分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

宮本議員は少しおくれるということです。

先ほど総務教育常任委員会が開かれましたので、委員長から報告をお願いします。

中村委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、本日、先ほど行いました総務教育常任委員会の結果を報告いたします。

前段でありましたように、議会運営委員会からの要請のもとで総務教育常任委員会を開いたところであります。

内容は、御承知のとおり、議案第1号、新温泉町過疎自立促進計画の変更について、改めて差しかえというか、改めて出したいと、そういう内容でありました。

差しかえの内容でございますが、今既に議案として出とります過疎自立促進計画の変更理由書の部分の後段の部分、4の高齢者等保健及び福祉の向上及び増進の部分であります。内容としては、出産祝い金の支給事業、就学支援金の支給事業、この件であります。これを削りたいと、そういうことであります。

伴って議案第11号の促進計画書の変更についても示されております。内容については、既に正誤表で示されたところであります。これの改めての委員会としての議論をしたところであります。

結論としては、さきの委員会の中で委員会としても指摘というか、意見したところであります。一番問題となるのは、このソフト事業の部分であるということからすれば、その部分落としてくる。それで変更出してくる。ですからその分については問題ないだろうということで、変更については異議なく皆さんで了解いたしました。

ただし、これについて回る部分が新年度予算書であり、また2つの要綱であります。これらの扱いの整理を求めたところであります。当局としましては予算書、要は財源の扱いですね、それについては6月の補正の中で整理させていただきたいと。また、要綱についても、もろもろ要綱は当局提案の部分で行くもんですから、かなりいろいろな意見が出とりました。例えば基準日の扱いだとか、本当に滞納者の扱いだとか、一貫性がない。これもきょうの委員会報告で申し上げたんですが、そういうもろもろが現実として問題としてあります。そういうところで今回の財源の整理にあわせてお示しした要綱についても6月までに要綱の中身について再度検討をしたいと、改めて要綱についても示したいということでもあります。財源の確保ができてませんので、そういう部分では6月までこの予算計上された分については執行しないと、そういうことで当局の見解を確認

したところであります。

ですから結論といたしまして、変更については委員会で承認すると。

ただし、もろもろ予算書、要綱、これらについては次回6月定例会の中で改めて示すと、それまでの間は実効性のない状態、だから予算執行はしない、そういうところに至りました。

以上、総務教育常任委員会の結果でございます。

○議長（中井 勝君） 委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうちで協議事項について質疑があればお願いをいたします。ありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 予算書なり、それから要綱を6月までに見直すなりということでもありますけども、支給の実際にお金を渡す、それはいつまでにというあれになってんですか、今回の中では。

○議長（中井 勝君） 委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） 今申しましたように、予算を凍結とか、執行しないということでもありますから、今、現状における要綱における申請とかそういう行為も要綱内の整理をしてから受け付けるということにしていますから、ですから実際の支給に係る処理については6月定例会以降、全てが整理された後に発生すると、そういう部分で御理解ください。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 一体そうするといつ支給されるようになるんですか、実際には。いや、そういう当然計画があって修正なり要綱なりもあるわけですから、当局の意思はどうですか。いつまでにできれば、6月なら6月ですから、例えば7月だとか、そういうことはあるはずなんですけども、それなしでそういう形でやるというのは何かどうも余りにも議会としてきっちりした論議をされてないように思いますけど。

○議長（中井 勝君） 委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） きっちりした論議をしたつもりなんですが、されてないということであれば反省もせんといけんと思うんですが、申しましたように6月定例会の中で、例えば補正は補正が通過した後ですし、それから要綱については今までの慣例として双方で確認し合える段階、だから総務教育常任委員会、環境福祉常任委員会が終わった後、それらが全て整った後というのが判断になると。いつ、何月何日と言いませんが、そういうことが整った段階で進むとされるものであります。

○議長（中井 勝君） 12番、浜田直子君。

○議員（12番 浜田 直子君） 失礼します。確認かもしれないんですけど、そうした場合の対象者というのは今持っている対象者から変更ということはないんですね。申請等の時期が割と限られてたりしましたので、お願いします。

○議長（中井 勝君） 委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） 対象者については、6月までの間に要綱の見直しがどれだけされるかによっては拡大の可能性はあるなど。縮小はないと思いますが、拡大はあり得る。例えば基準日の持ち方、転出、転入のあり方、そんなことを含めれば縮小はないんじゃないかなど、そんな気がします。

○議長（中井 勝君） 質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） これをもって質疑を終わります。

委員長、ありがとうございました。

以上をもって諸報告を終わります。

日程第2 報告第1号

○議長（中井 勝君） 日程第2、報告第1号、専決処分の報告について（専決第1号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 報告の第1号でございます。地方自治法第180条第1項、議会の委任による専決処分ということで専決処分をさせていただきとります。第2項の規定によって報告をさせていただくというものでございます。

最初に、審議資料の1ページをごらんいただきたいと思います。審議資料の最初、1ページでございます。物損事故の概要でございます。日時、場所、10月25日水曜日午後3時47分ごろ、養父市の八鹿町八木532番地先、国道9号線でございます。

当方の職員は、総務課の—————でございます。

相手方は、—————氏でございます。

事故の状況につきましては、その位置図にもありますけども、当方の職員が9号線を八鹿方面から村岡へ帰庁の途中でございます。公用車、ハイエース10人乗りを運転しとりました。右側の道路から進入してきた相手方の軽自動車の左側前方が当方公用車の右側後方に衝突をしたものでございます。

責任割合は1対9で、当方は1、先方、相手方が9という流れでございます。

——氏は、その道路を挟んだ—————のようでございます。

そこへ行こうとして公用車の後部に追突したというものでございます。衝突したというものでございます。

議案のほうに戻っていただきまして、専決の第1号でございます。示談日が30年1月の5日でございます。

相手方は、先ほど申しました——氏でございます、2の損壊賠償の額が6,238円、先方の相手方の車両の修理代の1割でございます。

和解の内容としましては、修理代として6,238円を支払うと。今後、本件に関して、双方とも裁判上または裁判外において、一切の異議申し立て及び請求は行わないというものでございます。以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 当町車両についても損害があったと思いますので、そちらについての損害賠償額を教えてください。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 当方のほうの車両の損害額は47万4,000円でございます。その9割を先方が払います。42万6,600円ということで、当方のほうの負担が4万7,400円でございます。以上です。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

[質疑なし]

○議長（中井 勝君） ないようであります。これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第3 承認第1号 及び 日程第4 承認第2号

○議長（中井 勝君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認について（専決第2号）平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、日程第4、承認第2号、専決処分の承認について（専決第3号）平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成29年度新温泉町一般会計補正予算の専決処分をさせていただいておりますので、議会の御承認を賜りたく御報告を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容説明は休憩中に受けておりますので、これから質疑を行います。質疑は一括でお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑ないようです。これで質疑終わります。

議事の都合により、討論、採決は議案ごとに行います。

これから、承認第1号、専決処分の承認について（専決第2号）平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について討論を行います。討論ありませんね。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） これから、承認第1号、専決処分の承認について（専決第2号）平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

これから、承認第2号、専決処分の承認について（専決第3号）平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第1号

○議長（中井 勝君） 日程第5、議案第1号、新温泉町集会施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、竹田公民館を竹田区へ、岸田公民館を岸田区へそれぞれ譲渡するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 集会施設条例の一部改正でございます。

平成30年3月31日で起債の償還完済をいたしますので、2件、2つの建物について竹田区、それから岸田区へそれぞれ地元へ譲渡するものでございます。

審議資料の2ページをお開きいただきたいと思います。審議資料の2ページ、集会施設条例の新旧対照表でございます。現在5施設ございますけれども、2行目の竹田公民館、一番下の岸田公民館、これをそれぞれ削除するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成30年4月1日から

施行するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 2 号

○議長（中井 勝君） 日程第 6、議案第 2 号、新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきましては、町民課長に説明させます。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） それでは、新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

本条例は、消防団員等が応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償を的確に実施し、あわせて公務上の災害を受けた消防団員並びにその遺族の福祉向上に寄与することを定めた条例でございます。

説明の都合上、審議資料ナンバー 1 の 5 ページの一部改正の概要をごらんください。このたびの条例の一部改正は、平成 28 年 11 月の一般職員の給与に関する法律の改正により平成 29 年度以降扶養手当の支給額が改正されることとなり、それを受けてその扶養手当支給額をもとに算出されている非常勤消防団員等に係る扶養手当の加算額も改正されましたので、新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行うものでございます。

扶養加算額は、給与法に定められている扶養手当額を日額換算したものであり、扶養手当額を 30 で除したものでございます。例えば配偶者に係る扶養手当額が平成 29 年

度は1万円であったものが平成30年度は6,500円になることから、配偶者の加算額は333円が217円となります。また、子に係る扶養手当が平成29年度は8,000円であったものが平成30年度から1万円となることから、加算額は267円が333円となります。

審議資料のナンバー1の3ページ及び4ページに新旧対照表をつけております。

3ページをごらんください。第2条につきましては、条文の不備をこのたびの改正にあわせて修正するものでございます。下線が引いてあります消防法第36条は火災以外の災害についての準用規定ですが、そのうち第8項は水災を除く他の災害についての準用規定でございます。水災については、その下の水防法及び災害対策基本法でカバーしているため、重複する表現を修正するものでございます。

また、第2条中、第2条の中ほどの「原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読みかえて適用される場合を含む」につきましては、既に改正されておりましたけれども、漏れておりましたので、このたびの改正にあわせて修正するものでございます。

めくっていただきまして、第5条は補償基礎額に関する条項で、第3項はその金額についての条項で、先ほどの説明の内容となっております。

議案に戻っていただきまして、附則で、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

経過措置といたしまして、この条例の改正後の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金、障がい補償年金、遺族補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償と施行日前の期間に係る傷病補償年金等につきましては、なお従前の例によることとしております。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井 勝君） 日程第7、議案第3号、新温泉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることにより高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） では、新温泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

説明の都合上、審議資料お願いしたいと思います。審議資料ナンバー1の8ページをまずごらんいただきたいと思います。新温泉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正の概要というふうなことでつけてございます。

まず、改正理由でございます。先ほど町長が申し上げましたが、平成30年4月1日に持続可能な医療保険制度を構築をするための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることから、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、改正の概要でございます。新温泉町国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて、新温泉町国民健康保険の被保険者となっている者が後期高齢者医療制度に加入した場合、すなわち75歳に到達した場合ということですが、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、兵庫県後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとなったので、当該被保険者を新温泉町が保険料を徴収すべき被保険者に加えるものでございます。

3番として、施行期日は平成30年4月1日というようなことで、次、ちょっと9ページのごらんいただきたいと思います。後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の取り扱いということで資料を添付してございます。

まず、上段の四角で囲った部分でございます。1つ目の丸の国保・後期の適用は住所地で行うことを原則としてございます。施設等に入所し、また住所が移った者について、その施設所在地で適用を受けることとした場合、施設所在地の自治体が保険者となり、その財政負担が過大となり得ます。これを防ぐために、一定の施設等への入所により他の広域連合から転入した者について、前住所地の広域連合が保険者となる特例を設けてございます。

次の下の丸で、しかしながら、同一制度内の保険者間移動、国保から国保、後期から後期には適用されておりますが、75歳到達により国保から後期に加入する場合は適用されてございません。その部分をこのたび制度改正するものでございます。

下段の住所地特例の見直しという部分でございます。後期高齢者医療制度加入時の住所地特例について、加入時に対象施設入所等していることにより現に国保の住所地特例を受けている被保険者は、その入所等が継続する間、前の住所地の広域連合が保険者となるように見直すものでございます。

次に、6ページの新旧対照表を御説明申し上げます。まず、第3条、保険料を徴収すべき被保険者の部分でございます。2号です。2号の部分でございます。2段目の第55条第1項の後に（法第55条2第2項において準用する場合を含む）を加え、3段目の左側、「同項」の部分「法第55条第1項」に改めます。3段目、4段目のまた「同項」がございますが、それも「法第55条の第1項」に改めをさせていただきます。

3号でございます。右側、改正案でございます。法第55条の2第1号の後に「法第55条2第2項において準用する場合を含む」を加えさせていただいて、4号の部分も同じです。「法第55条2第2号」の後に「法第55条2第2項において準用する場合」を加えさせていただきます。

4号の2段目、現行の部分です。「行った同号」の部分右側、改正案では「行った法第55条の2第2項第2号」に改めをさせていただくものでございます。

次に、1号新しく加えさせていただいて、5号として加えさせていただきます。「法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により新温泉町に住所を有する者とみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者」を新しく加えさせていただきます。

次に、附則でございます。附則の現行、1と2、3とつけてございます。1は省略してございますが、2項の見出し、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例から3項までを削り、従来の4項を2項とし、繰り上げるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。いいですか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） これ難しい制度で、よくわからん分があるんですが、今回の改正で町民なり被保険者に対しての影響の部分というのは特にないように思うんですが、どうですか。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 現在後期高齢の住所地特例の方が12名の方ございまして、現在でまた国保の住所地特例16名の方がございまして、ですから新しく75歳に到達した月から後期高齢に移る場合の方についてこれは適用されるものであって、新し

く適用されるものですから、ちょっと今、入所等の施設入ってる方の人数等は現在把握してございません。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 施設なり住所地なり、そういう部分で従前の住所を引き継ぐというか、そういうふうな制度改正だと思うんですが、被保険者としては負担が増になるとか、そんなことはないとして理解したらいいんですね。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 従来の制度より新しくそのまま被保険者の自治体となりますので、負担はふえます、従来どおり。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前11時18分休憩

午前11時18分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

再答弁を。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 申しわけございません。ちょっと説明不足であったようでございます。被保険者、施設利用される方につきましては、特にどこの住所地であったってその負担はほぼ同じでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号

○議長（中井 勝君） 日程第8、議案第4号、新温泉町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、第7期新温泉町介護保険事業計画の策定

並びに介護保険法施行令の一部を改正する政令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） では、新温泉町介護保険条例の一部改正について御説明を申し上げます。

説明の都合上、審議資料ナンバー1を見ていただきたいと思います。資料10ページからでございます。まず、新旧対照表をつけてございます。まず、第2条で保険料額をここで示してございます。現在、平成27年度から29年度まで第6期の介護保険計画でございまして、それで運用してございます。このたび30年度からは第7期の保険計画で運用させていただくことに伴う改正でございます。まず保険料額、第2条の下線部分でございます。「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改めをさせていただきます。

2項の「所得の少ない」、下線の部分を、これを削らせていただいて、3段目の「平成27年度から平成29年度まで」を先ほど申し上げました「平成30年度から32年度まで」に改めをさせていただくものでございます。

4段目の下線の分、「2万8,050円」の部分「2万8,410円」に改めをさせていただきます。1.28%のアップでございますが、改めをさせていただきます。

第12条、これ罰則の部分でございますが、下線の部分でございます。現行では「第1号被保険者」となっておりますが、改正案では1号を取らせていただきまして、「被保険者」に改めをさせていただくものでございます。

別表、下の表でございます。第2条関係の別表でございます。第1段階から第9段階までございまして、第5段階が基準額というふうなことになることになってございます。基準額を中心にして、下げたり、上げたりというふうなことになることになってございます。第1段階の第1項第1号に掲げる者、現在3万1,160円を3万1,560円ということにさせていただいております。

11ページの別表でございます。第6期介護保険料についてと、右側、第7期介護保険料についてという表つけてございます。上段の表にかかわらず第1段階の額を新しく2万8,410円ということで、表でいきましたら0.5でございますが、保険料負担段階が第1段階の保険料を公費負担による軽減するというふうなことになることになってございますので、第1段階のみ0.45に改めさせていただいて、2万8,410円というようなことにさせていただきたいというふうに考えてございます。

議案にお戻りください。附則といたしまして、施行期日でございます。1、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、2、この条例による改正後の新温泉町介護保険条例第2条

の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度までの保険料額については、なお従前の例によるということで附則をつけさせていただきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 質疑を終結し、討論に入ります。

まず、本案に対し反対者の発言を許可いたします。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 議案第4号、新温泉町介護保険条例の一部改正について、反対討論を行います。

ただいま説明がありましたように、第7期新温泉町介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を平成30年から32年までの向こう3年間、基準額で800円引き上げることになります。

その一方で、特養のベッド数の増床計画もなく、要支援1、2の介護保険外しや訪問介護の生活援助報酬引き下げ、生活援助サービスの利用制限を設けるなどサービスの縮減が続いています。介護保険料は連続値上げし、サービスは削減することを認めることはできません。

以上の理由から反対討論といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようであります。これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立13名です。起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号

○議長（中井 勝君） 日程第9、議案第5号、新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確

保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が施行されることによる介護保険法の改正に伴い、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） では、新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を説明させていただきます。

説明の都合上、審議資料のナンバー1の12ページをごらんいただきたいと思います。概要として、まず1番目、趣旨としてございます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が施行されることによる介護保険法の改正により、従来、都道府県、指定都市及び中核都市の条例で定めることとされていた指定居宅介護支援に関する基準が平成30年4月1日から市町村の条例で定めることとされたため、当該基準に関する条例を制定するものでございます。

2番といたしまして、関係する国の基準省令等ここに書いてございます。

3番として、国の基準以上に町の独自基準をここに上げさせていただきます。

まず内容といたしまして、基準内容でございます。(1)サービス提供記録の保存等でございます。国の基準では2年間保存というふうなことでございますが、町の基準では5年間保存とさせていただきます。これ第31条に触れてございます。

次に、2番目です。指定の申請者、事業所の管理者の資格事項でございます。国の基準では法人であることでございますが、町の基準では法人の役員等が暴力団員等でないこと、第2条に触れてございますし、法人の役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係でないということで、第3条第5項に触れてございます。

独自基準の理由として以下書いてございますが、まず事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになったとき、保険者はその介護報酬の返還請求をすることになります。返還請求の消滅時効は、地方自治法第236条第1項の規定により、事業者が介護報酬を受け取ってから5年となっています。これに対し国の基準では、保存すべき記録は保存期間2年と定められているために、返還額の確定等に必要な記録が事業所に残されておらず、不適正な介護報酬の返還を請求できない場合が考えられます。そのことから保存期間を5年間にするものでございますし、(2)でございます。介護サービス事業所等について、一定の権限を有する事業者から暴力団員等を排除するとともに、その運営を暴力団の関与を排除する旨の規定を設け、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境の整備を図るものでございます。

施行期日といたしまして、平成30年4月1日。ただし、国の定める回数以上の訪問介護を居宅サービス計画に位置づける場合の町への届け出等に係る規定は、平成30年10月1日というふうなことでさせていただきます。

議案にお戻りください。要はこの基準は、今まで従来県等が行ってありましたものが

町におけるといふうなことでございます。現在新温泉町内では6事業所がございます。

では、基準を定める条例を説明をさせていただきます。まず6章で構成をさせていただいて、32条までで構成をさせていただいております。

まず、第1章で総則として、趣旨を上げてございます。第1条で、この条例はというふうなことで、介護保険法に基づき指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について定めるものとするというふうなことで、ここで基準を定めてございます。

第2章で指定居宅介護支援事業者の指定ということで上げてございます。

第2条で、ここで先ほど申し上げました、まず国基準では法人というふうなことで出てございますが、2項で町独自の部分を入れてございます。暴力団員等のことに触れてございます。

次に、第3章で指定居宅介護支援の事業の基本方針を上げてございます。

第3条で指定居宅介護支援の事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならないというふうなことで、2項で利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び保健福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならないというふうなことになってございます。

第4項でございます。指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、町と地域包括センター等の特定相談支援事業者等の連携に努めなければならないということで、特にこの分は地域包括支援センターが中心となっていることをさせていただきます。

次に、第5項でございます。これ独自の部分でございます。先ほど申し上げました暴力団員関係のことにについてここで触れてございます。

次、第4章で指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準を設けてございます。

4条で従業者の員数というふうなことで、事業所ごとに1以上の員数、介護支援専門員であって常勤するものを置かななければならないということにしてございます。

5条で管理者を規定してございます。指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かななければならないというふうなことで、2項、3項で、管理者は主任介護支援専門員でなければならないという部分と、3項で管理者は、みずからその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではないというふうなことで、(1)として当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合、また2号として当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合に限ってはこの限りでないというふうなことで、管理者と兼務できるというふうなことです。

次に、第5章でございます。指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準をここで設けてございます。

第6条で内容及び手続の説明及び同意のことに触れてございまして、次のページで

ざいます。次の次ですか。第7条で提供拒否の禁止というようなことで、指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならないというようなことも触れてございます。

第8条でサービス提供困難時の対応というようなことで、利用申込者に対しみずから適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならないというふうなことを上げてございます。

第9条で受給資格等の確認ということで、事業者は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間等確かめるものというふうなことでございます。

次のページ、第13条では保険給付の請求のための証明書の交付ということで、利用料の額等を記載した指定居宅介護支援等の提供証明書を利用者に交付しなければならないというようなことでございますし、第14条では指定居宅介護支援の基本取り扱い方針をここで定めてございます。

ずっと飛ばさせていただきまして、第31条でございます。記録の整備というようなことで、第31条、指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないというようなことでございますし、その第2項でございます。2段目、記録を整備、その完結の日から5年間保存しなければならないというようなことで、この5年間は町独自の基準でございます。

第6章では基準該当居宅介護支援の事業に関する基準ということで、ここで第32条の規定で基準等を上げてございます。

附則でございます。施行期日として、この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行いたします。

管理者に係る経過措置ということで、2として上げてございます。この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員第140条の66第1号イに規定する主任介護支援専門員を第5条第1項に規定する管理者とすることができるということで附則を上げてございます。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 昨今いろいろとニュースでそれこそ介護施設なんかの問題も出ますので、極めてがんじがらめといいますか、業者にそういうことをしてくださいよと言うのは、これは当たり前の話かもわからんのですけども、しかしながら、それに耐え得る業者が本当に、この例えば電子関係の6条の中にも電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるものとか、結構いろいろと細かく、これはインター

ネットなんかも当然せよという形になると思うんですけども、一方で、報酬は上げずに何かこういう形でがんじがらめやれば業者自身が撤退するというような、もうやめたというような話になるのでないかなと思うんですけども、その点はどうですか。6業者がおられるということであるわけですけども、本当に前も民間業者が入ってたけど、それはもう撤退をしたと。本当に何か国というのは、これだけががんじがらめしながら報酬は上げずに、人はこれだけの基準を持てとか、そういうことはあるわけですけども、どんどん田舎のほうでは全国的に民間業者が撤退をするというような事態が出て、介護そのものが大変な状況になってるわけです。こういったことについては今回のこういうのはやらなきゃならないという話だと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） このたびの条例制定につきましては、従来県が許可を行っていった分が各市町にありというふうなことになることに伴う条例の制定でございます。内容等は割と細かい部分がございますが、現在新温泉町におきましても6事業所がこの県の許可基準で運営をされてございますので、特に町のほうに基準がおりても問題ないというふうなことを思っております。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） そうすると今、事業者は具体的にはもうそういう形をとってると。

町行政はどうですか。こういうことについて事細かく町行政が今後見ていくような感じなと思います。当然報告なりも上げろというような話も来ると思うんですけども、そこら辺ところの陣容はちゃんとそろってるんですか、対応できるだけの。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） この条例が制定されて、実際4月から町で運用というふうなことになりますが、ちょっと人事のことにつきましては把握してございませんが、できる体制で頑張っていきたいというふうなことを考えてございます。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑を終結いたします。

討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 6 号

○議長（中井 勝君） 日程第 10、議案第 6 号、新温泉町中小企業等振興条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、中小企業等の振興に関する基本理念を定めるため、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、商工観光課長が説明いたします。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 新温泉町中小企業等振興条例について御説明申し上げます。

次のページから 3 ページにわたりまして条例本文をつけさせていただいております。

説明につきましては、審議資料 13 ページをごらんいただきたいと思います。新温泉町中小企業等振興条例（概要）ということで資料をつけさせていただいております。

1 つ目に条例制定の目的といたしまして、新温泉町が今後も住み続けたい町であるためには、働く場が必要であり、地域経済の活性化のためには、中小企業等の活動が持続的に維持されるとともに成長していくことが必要であるとしております。

この条例は、中小企業等の振興に関し基本理念を定め、それぞれの役割を明らかにするとともに、総合的に施策を推進していくことで、中小企業等の発展と地域経済活性化を図り、もって町民の生活向上に寄与することを目的としているところでございます。

2 つ目といたしまして中小企業者等の定義ということで、中小企業者、小規模企業者、大型店を対象とさせていただいております。

基本理念でございます。中小企業者等みずからの創意工夫等を尊重しつつ、国、県などと連携し、中小企業等の成長及びその持続的発展を推進することを規定しております。

町の役割といたしまして、基本理念に基づき、中小企業等の振興に関する施策の実施、必要な財政上の措置及び町内事業者の受注機会の増大に努めることなどを規定しているところでございます。

5 つ目に中小企業者等の役割、6 つ目に商工団体の役割、7 つ目に金融機関の役割、8 番目に町民の理解及び協力を記載させていただいております。

9 番目に施策の検証及び評価といたしまして、町は商工団体等と連携して、中小企業等の振興に関する主な施策について、検証と評価を行い、その結果を施策に反映するよう努めることを規定しているものでございます。

条例の本文に返っていただきたいと思います。第 1 条、目的から、次のページ、そして 3 枚目に 11 条の委任まで記載させていただいております。

附則といたしまして、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） この条例は、すばらしいというか、私は1年半前に1回一般質問の中で入れたことがありますし、その段階では県下で4市町ぐらいだったんかな、制定済みが。現在のところ、この今の時期に制定されるということ含めて何市町が制定済みかということ。

それから当時なかなか条例ができない要因の中に町の役割、町がこの商工業の振興に対する計画を立てて、それを検証とか、そういう項目が当時あったと思うんですね。その辺今改めて見るとなくなってる部分がありますので、その辺の経過、もともと条例ひな形はたしかあったと思いますから、その辺を除いた理由なり聞きたい。

それから一番気になるのは、やっぱり町の役割という部分で、5条の4項ですか、町は、施策の推進に当たり、地域資源の確保が困難であることが多い小規模企業者に配慮するよう努める。これはどういうことなんだろうという気がします。

その5項の住民の理解を深める努力、これもどのようにするのかなということ。

後段のほうに大規模店舗のことがあるんですが、大規模店舗に対しての条例制定した中でどういうふうな指導し、今例えば大店舗何ぼかあると思うんですが、同じような中小企業の活動の中に参加してくれてるかどうか。すなわち商工会に入ってちゃんとそれなりのことをしてるかどうか、そういうことがわかれば教えてください。そんなところかな。

いずれにしてもいい条例だと思いますので、本当にこの趣旨のごとく商工業の振興してほしいなと、そういう思いからの質問であります。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） まず兵庫県下の状況でございますけれども、県下全域につきましては今現在把握しておりません。条例につきましては、兵庫県の条例がございます。但馬の中では養父市がかなり早くに制定されまして、新温泉町が2つ目ということでございます。ほかの市町については、今のところ検討していないというような情報はいただいております。

次に、町の役割でございます。この条例につきましては、平成28年の5月に商工会から要望があったということから検討を始めさせていただきました。平成29年、商工会と月1回の会議を繰り返す中でいろんな検討もさせていただきました。いろんなほかの全国の条例、あるいは商工会が持っているこういうふうにしていただきたいというようなひな形等の検討もさせていただく中で、特に理念条例でもございますし、お互いに各団体が足かせになるような条例にはするべきではないということで、強制めいた文言等はできるだけやめるということの中での町の役割のこの表現になっているところでご

ざいます。

その中で、小規模事業者に配慮するということがございます。当然いろんな施策を行って行くわけでございますけれども、特に経営のほうが困難な業者、小さい業者について、その施策を考えながらやっていくということを考えてるところでございます。

5項の住民への理解につきましては、こういったいろんな施策する中で住民に広く周知をしていくということを書かせていただいているものでございます。

次に、第6条の4項、大型店についてでございます。大型店につきましても今現在商工会の活動の中に入って、プレミアム商品券等の事業にも携わっていただいております。そういうこともあって特にこの大型店も一緒になった活動をということで、あえて入れさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 大型店のこと申したんですが、今現在大型店何ぼあるか、そのうち同じように連携しながらやってくれているところは何かあるか、その辺の数字はいかがでしょうか。そこまでにします。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 大型店の会社数は何社というのはちょっと把握しておりませんが、少なくとも商工会と連携して事業のほう、プレミアム等行っているのは2社の方は入るとされるということは確認しております。そのあとの大型店につきましては、ちょっと現在把握しておりません。以上でございます。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） 町の役割として、第5条の中の3項ですけど、工事の発注や物品及び役務の調達等に当たっては、中小企業者を初めとする町内事業者の受注機会の増大に努めるものとするというふうにあって、大変町内の経済の活性化においていい条文であると思いますけど、現状もしわかれば、大ざっぱで結構ですので、町の予算の中でこういった町内業者に受注、物品購入する割合がわかれば大体幾らぐらいか教えていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 今現在の状況でございますけれども、このように、今も努めているところではございますけれども、あえて入れさせていただいております。細かい数量については、今現在持ち合わせておりません。以上でございます。

○議長（中井 勝君） いいですか。

5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） 調べるのも大変な作業かもしれませんが、もしわかればそういったことも数値も示していただいて、さらに今後の事業の展開によって割合を

ふやすような努力目標指針なども示していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） そのような数字としてできるだけあらわせれるように努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

暫時休憩します。昼食休憩ということで、午後は1時からお願いします。

午前 11時 57分休憩

午後 1時 00分再開

○議長（中井 勝君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑を続行いたします。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 理念法で、具体的な縛りをつけるようなことはしないということであったわけですが、商工会とは話し合ってきたということだったんですが、実際事業者の皆さんの御意見を伺うというようなことはなされていないのでしょうか。

それから町長も条例案ですから決裁をされていると思うんですが、この条例についてどんな感想お持ちでしょうか、お聞かせください。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 先ほど申し上げましたように、商工会と協議をしながら進めてまいりました。その中で商工会を通じまして関係する団体へというお話をさせていただいておりますので、多分商工会のいろんな部会の中での確認であったかというふうにも思いますし、そういった形の中、あるいは金融機関につきましては別途金融機関の会議等と一緒に協議をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） いいですか。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 基本的に条例で人を縛るということとはよくないわけだというのは、私の基本的な考え方でありまして。この条例読ませていただいて、基本的なすごく拘束に関することはないように判断いたしました。基本的な立場を明確にするということで認めております。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） この条例ができることによって、できる前、つまり現在とできてからと行政で何か変わることがあるのでしょうか。具体的にこういう変化をもたらすんだというようなことを考えておられることがあれば教えていただきたいです。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） それぞれの団体の役割を規定させていただいております。

す。商工会と先ほども言いましたように連続した会議等を設けまして、連携を深めるといふことにしとります。それに加えていろんな団体とさらに協議の場を広げていきたいというふうを考えておりますので、そういった場を通じまして今後の町の施策を検討し、それに基づいた行政の事業を執行していきたいというふうを考えてるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） ぜひ、理念法ということはわかりますが、この理念法のもとに具体的に、では、中小企業振興のために行政が何をするのかということ鮮明にしてもらいたいと思うんですね。そしてそれにはもちろん商工会や銀行等話し合うことも当然必要ですが、個々の中小事業者の皆さんの意見を伺って、本当に町として何をすべきなのか、何をしたらいいのかということをやほり的を絞って具体化していかないと、理念法はできました、商工団体とは話し合いをしていますだけではやっぱりなかなか大変ですから、基本法も県条例もできたことは承知をしておりますが、県条例ができる前から私も振興条例つくれということ言ってきましたので、それにはやはり具体的にこういうことしよう、あるいはこういうことをしてもらいたいということ明確にして、どう行政として動いていくのか、あるいは事業者の皆さん、商工会をリードしていくような具体的な手だてが求められると思うんです。ぜひその点を具体化して進めていただけるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） この中小企業振興条例の先進地から見る役割であるとか効果の中にも行政の職員がその現場に出て直接そういう声を聞くことが、そういう聞く声をつくるきっかけづくりになって、その声を反映することになるというような効果、役割ということが書かれております。議員御指摘のように、そういったことが反映されるように努めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） この条例の中で町の役割、第5条の関係なんですけども、3項で工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては云々、公正な競争性を確保、そして予算の適切な執行に留意をしながら町内事業者の受注機会の増大に努めるとありますけれども、発注業務に当たったり、それぞれの物品の購入に当たっての指名基準とか、そういったものに反映するということはないのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） この条例をつくるに当たりまして、今現在ある指名基準等を見直すという協議は今のところ行っておりません。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 発注の方法に関しては、一般競争入札であったり、指名

競争入札であったり、また随意契約のための見積書の徴取であったり、それぞれの方法、いいところ、悪いところあると思うんですけども、仮に町内業者、余り考えたくないことなんですけど、例えば談合なんかがあった場合、考えられる場合に外部業者を入れると。そうすることによって地域外の業者が競争性を保ってくれるというような考えもありますし、そうかといって外部の業者を入れることによって地域内の業者の受注機会を阻害してしまうということも考えられると思うんです。それぞれの業務によって受注の内容というのは変わってこようかと思うんですが、やはりその点の部分で透明性を持った執行に努めていただかなければならないのかなというふうに思うんです。ですので非常に矛盾した内容でここ書いてあるんです。公正な競争性を確保しつつと予算の適切な執行に留意するというのがそのまま両極端な意見といいますか、その部分ありますんで、そういう点も踏まえて指名の基準というものを明確にして、発注者のどういう意図でこの業者を選定して、どういう意図で、どういう積算でつくったというようなところがはっきりわかるような制度にさせていただく必要があると思うんですが、ちなみに指名の基準というのは公開されてるんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 一定の指名基準なり選定要綱なり、そういったものは公表しております。

ただ、どういう業者をどのようにというような詳細なものはもちろんありませんので、ランクづけなどをする中で指名しとります。

今、一般競争入札が主流の中でも新温泉町につきましては基本指名競争入札ということで、町内業者を最優先にして指名をさせていただきとります。ですからどうしても町内の業者では実績、そういったことからして難しいというような特殊な工事だったり、特殊な業務、コンサルとか、そういう部分が外部発注もありますけども、それ以外は基本的には町内業者の中で選定をし、競争入札をお願いしとるところでございます。

○議長（中井 勝君） いいですか。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 大きな契約などありますし、それぞれの業者さんの思いなんかもあるかと思しますので、非常に何せ透明性の高い執行に努めていただきたい。そういう意味で言えば、もしなぜこういう指名の状態になったのかということが求められればきちっと説明ができるような体制につくって向かっていただく必要があるんじゃないかなというのがちょっとこの3項を見ながらの感想です。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 先日も小さい工事に大きな業者が入り込んで、小さい業者の仕事を奪っているというふうな御質問もいただきました。そういうことがないように、やはり適正なといいますか、妥当と思われるようなそういう入札や見積もりとりというのをきっちりとやらせるようにしたいと思っております。

また、智頭町なんかでは地元業者を保護するといいますか、地元業者に対する活性化の一因として5%制度とか入れておまして、地元業者は5%高くても地元業者を優先するというふうな制度もととるような智頭町の実態もあります。そういったところも勘案しながら、できるだけ地元メイン、それからそういうランクのあり方、それから大きな入札制度のあり方も含めて透明性、それからやっぱり公平性、こういったものきちり確保できるようにチェックをしながら対応したいと思っております。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

12番、浜田直子君。

○議員（12番 浜田 直子君） この条例は、ぜひ進め、町内くまなく浸透してほしい、いい条例ですので、ぜひとも、具体的な目標は設置しないということですが、設置しなくてもいいですので、成長、発展が実感できるまで、先ほども少し継続されるということと言われましたけど、継続した商工会その他のいろいろなところとの話し合いを続けていっていただき、この条例を見直す機会、見直し続けて町民皆さんが実行できる、また行政もそれに今のように対応していただけるように、そのようにしていただく必要があると思いますので、お願いいたしますので、そのように進捗状況とかを毎年継続して話し合っていられる機会をお持ちの予定はありますか。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 第10条に検証及び評価ということで書かせていただいております。目標を立てて、その年度末にはこういった形で検証及び評価のほうしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 町内業者という形の工事の発注については明確な表現がされてるんですけども、商工業者、要は直接の町との取引ではない部分について、例えば町内に本社を持つ会社だったり、町外に本社のある会社だったり、いろいろあると思うんですね。その中で拘束しないよということが前提になってるということで明言されているんですけども、実際施策になったときにこの条例というのは、やはり町内の業者さんであったり、町内の人の雇用であったり、そういったものを確保するという、また雇用の増大ということを確認する、増大を推進するといえますか、そういったところに目的があるべきであろうと私は思ってるんですけども、その辺についていろんなパターンがあると思うんですね。要は町外業者だけでも、雇用がこの中にたくさんあって、ある意味で貢献できてる法人であったり、個人の事業所もあるかもしれません。逆に、ここに法人の代表者がいるけども、実際には雇用は外であったりというようなこともあるかもしれません。いろんなパターンが考えられると思いますので、実際の施策におい

ではそのあたりを細かくといたしますか、商工会等事情は多分おわかりじゃないかなと。逆に、商工会等に入ってなければそういったところも町内、本町に貢献余りしてないんじゃないかと思われる部分もあろうかなと思うんですね。そのあたりについてきめ細やかな施策の立案というの必要じゃないかなと思いますので、本条の中身を変えてということではなくて、運用については細かな配慮が必要だと思いますので、そのあたりについては十分検討する余地があると思いますので、そのあたりについてのお考えをお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 基本的に町内で事業を営む方を基本と考えておりますので、本社が外にあっても支店等で営業されてる方も対象として考えております。

ただ、個別の事業につきましては、それぞれの目的に合う施策がございますので、それぞれの施策の中で運用しながら考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。質疑を打ち切ります。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号

○議長（中井 勝君） 日程第11、議案第7号、新温泉町非常勤の嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、湯財産区主任管理員を配置するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、温泉総合支所長が説明いたします。

○議長（中井 勝君） 太田総合支所長。

○温泉総合支所長（太田 洋二君） それでは、新温泉町非常勤の嘱託員の報酬及び費用

弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

説明の都合上、審議資料ナンバー1の14ページをお願いします。新旧対照表をつけさせていただいております。右側のほうが改正案でございます。別表第2条関係の職名、山陰海岸ジオパーク館長の次に湯財産区主任管理員、報酬の額、28万円以内を追加するものでございます。

湯財産区は、財産の管理及び指定管理者である湯村温泉観光交流センターの運営を行ってところでありますが、現在湯財産区管理員が2名配置されておりますが、指揮命令系統の明確化、また分掌事務の変更に伴い新たに主任管理員を置くものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 一つお尋ねしますけど、今回主任管理員を置くということで、3万円以内の引き上げになるわけですけども、この3万円の根拠たるは何でしょうか。非常勤の嘱託職員の報酬及び費用弁償については、16万5,000円から、条例見れば、37万5,000円と、極めて幅広く、それぞれいろんな金額は出てるわけですけども、この根拠は何でしょうか。何を根拠にしてこれだけのいろんな金額が出てくるのかなと思っております。ぜひひとつお答えをいただきたいと思えます。

それからもう一つは、この非常勤の嘱託職員というのは勤務時間については週4日ですか。5日であれば常勤ということになりますけど、前に前町長ともちょっとやりとりをやったことはあるんですけども、非常勤という場合は4日間だと、こういうことがあったんですけども、きちっと例えば4日間で業務がやられてるんでしょうか、その点お尋ねいたします。

○議長（中井 勝君） 太田総合支所長。

○温泉総合支所長（太田 洋二君） まず1点目の3万円、28万円ということが妥当かどうかということではありますが、そのほか職名に係る報酬の額、また勤務内容等協議をいたしまして28万円が妥当ということで、28万円に決定してるところでございます。

あと勤務体制でございます。非常勤、週4日ということでございます。週4日が基本というふうになっておると思っております。ただ、勤務実態として必ずしも週4日でない勤務のときがあるということでは認識しております。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 非常勤の嘱託員の報酬の額につきましては、それぞれその設定というか、制定をしたときのいろんな経過の中で定められておりますので、一概に基本的な我々一般職のような給料表があるというものではございませんので、それはもうそれぞれそのときの状況によって報酬の額は定められております。それ以内というこ

とで勤務をお願いしとります。

非常勤の特別職ということで、地公法第3条の第3項の職員で非常勤ということでありまして、週31時間以内、4日以内ということで、振りかえをしていただいたりしながら調整をいただいとるのが現状でございます。

ただ、以前からちょっとお話ししとりますように、平成32年度からは会計年度の職員制度がまたできますので、大きな改正がございますので、その際には全体、臨時職員、そして嘱託職員も含めたところで調整をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 3万円上げるのは、恐らく手当的な問題ではないかなど。勤務状態とかなんとかいう話は対象になってないような感じがするんです。この間ずっとこの非常勤の嘱託職員については、つまみつまみで上げたり、いわゆる金額を指定したりするわけで、それ以外の本当に極めて厳しい中で生活を営んでると。

そういう中で本当に総務課長はあれですか、31時間以内というのは守られてるんですか。そういう勤務実態はどうでしょうか。例えばケーブルテレビなどはもう本当に土日の行事が多いもんですから、当然そういったときには必ず出るというあれになってるわけで、それをあと振りかえ休日で補うというようなことが現実にはできよるんでしょうか。包括支援の職員などもそうですし、私は何かそういったところが、総務課長はそういう以内だと言っておられるけども、現実にはそういったことが守れない、守られていないと。本当のところ言ったら常勤でも大変だと。嘱託というのはないわけですけど、例えばそれが守られてなかったら1日分は残業代として出すなり、余分に出さなあかんということになるんですけども、31時間で守られてる根拠を示してください。例えばきちっとこうしてますと、タイムカードに基づいてやってますよと。これは新しい制度になっても余りそういうことについては関係ないんですわ。金額的なもん、それはそれで非常勤でもここまで上がりますよという話は出たとしても実際に勤務時間の問題は今でも31時間以内ということになっとるわけですから、これはタイムカードに基づいて出せますか、31時間というのが。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 嘱託職員さんの場合にはもちろん時間外の勤務手当もございませんので、週4日、また31時間以内で、とにかくもし必要があればその分はほかの日を振りかえて休んでいただくということでお願いを、指導というか、しているところでございます。

それと先の話ですけど、会計年度職員の場合につきましては、今の報道の概要からいきますと、まず特別職、今で言う嘱託職員という種類、そういう職種で残る職種は非常に少なく、ほとんどが一般的な会計年度職員に変わるという今の見込みですので、また勤務条件は変わってくるというふうに思います。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

9 番、谷口功君。

○議員（9 番 谷口 功君） いまだにこの財産区の管理の体系が私は頭に入っていないんですが、折々支所の職員の方もかかわっておるし、この財産区の管理員という人も配置をされている。さらに薬師湯の管理にはパートの方も働いているというふうなことで、この湯財産区主任管理員というのはどういう担当事務を持っているんでしょうか。主任ということは一般の管理員というのでも置いておるといふことでしょうか。その担当の仕事というのはどこがどう違うのかということについて説明いただきたいと思うんです。

○議長（中井 勝君） 太田総合支所長。

○温泉総合支所長（太田 洋二君） まず、財産区の職員体制であります。先ほど議員さん申しましたように、番台等臨時職員の方が3名、また先ほど言いました湯財産区管理員というのは現在2名、あと支所のほうに財産区担当の職員、また私のほうも財産区のほうにかかわっております。

主任管理員という位置づけでございます。現在財産管理員が2名という状況で、財産である配湯管関係、また薬師湯に係る指定管理の運営等行っておりますが、現場のほうで何かあったときに全てを把握していただく、また現場は現場で判断していただくということで主任というのを新たに設けまして、現場対応、指揮命令系統になります。何かあったときには主任管理員が現場で判断していただくということで位置づけをしております。

○議長（中井 勝君） いいですか。よろしいですか。

そのほか。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号

○議長（中井 勝君） 日程第12、議案第8号、新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、診療科目を一部廃止するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、公立浜坂病院事務長が説明いたします。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 失礼いたします。今回の条例改正は、本年3月末に退職予定の五嶋院長担当しとります麻酔科、これを廃止することに伴う診療科目の見直しを行うものでございます。

説明の都合上、審議資料ナンバー1の15ページをごらんください。新旧対照表でございます。第3条第2項におきまして、現行1号の内科から8号の泌尿器科まで規定しておりますが、この部分について第7号の麻酔科を削り、現在第8号の泌尿器科を第7号とするものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、平成30年4月1日から施行するものとしております。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 院長がやめるということで麻酔科は廃止だということになるわけですが、そうすると今、これからは実際に何と何が科としてあって、常勤なり医師の数は何名、そういうことになるんでしょう、どうなるんでしょうか。

本当にちょっとこの病院の会計自体、当然そういうお医者さんの数が現実には会計に与える影響というのはどういったもんがあるんでしょう。医師が多くなればなるほど例えば売り上げが伸びるとか、そういうことに実際なってるんでしょうか。本当にこれまでのいろんな本会議での議論も聞いておりますと、なかなか患者数が思ったほど伸びないと、こういうことが一つはあるわけで、そこら辺とをどう思われているのか。補正でも2億6,000万放り込むというようなことも実際の数字として出てるわけですね。そこらのところどうお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 診療科目につきましては、条例上でありますと内科、外科、小児科、整形外科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、それから泌尿器科ということになります。

それから医師の数でありますけれども、現行6名、診療所含めて7名でありますけれども、新年度体制につきましても2名退職しますけれども、2名の新規採用、1名異動ということで、お医者さんの数については変わりはありません。

それからドクターが多くなればどうなるかということでございますけれども、診療科目、必要な患者さんがおればその分については増収にはつながりますけれども、それ以

外にも日常救急体制であったりとか、総合診療科の中でいろんな対応ができると思っておりますので、待ち時間の解消であったり、いろんな意味での効果はあろうかと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） 若干補足をさせていただきたいと思うんですけども、御承知かと思うんですけども、病院というのは医療法で言いますと常勤医師が3名以上いなければならないというのがうたってあるわけです。その3名はやっぱり確保したいというのは当たり前の病院の形態なんですけれども、また1点、病院となりますと当直業務というのが入るんですね。病院では当直をしなければならない。診療所では当直はしなくてもよい。いわゆる宅直というような、官舎に寝てもいい。そういった意味で考えますと3名では足りない。4名では足りない。大体いいのが6名かな、7名かなというところで、大体当直回数が月に5回ぐらいということも勘案しながらの数を確保してるというのが現状でございます。

非常勤、先ほど事務長のほうから耳鼻科が非常勤で、火曜日から金曜日までということですけど、それらをカウントしても、常勤換算でカウントすればいいわけですけども、非常勤ばかりで対応するわけいきませんし、耳鼻科の先生が内科一般的な当直するということも大変困難な状況でございます。そういった意味で多ければ多いというのではなくて、適数的な人数を確保しようとしているのが今の浜坂病院でございます。豊岡とかいいますと110名から医師がおるわけですけど、それはまたそれで現時的、よそのことですけども、い過ぎてちょっと困ったなというようなことも聞きますけれども、そういった意味では浜坂病院としては6か7ぐらいです。

あと患者がふえるんかという話ですけども、確かに私もそれ悩んでおります。私が着任した当時、常勤の先生が3名だったんですけども、今その倍近く、6名ぐらいおられるんですけど、外来は若干伸びました。

ただ、一方で、入院が伸びないんですよ。近隣の紹介の先生もいただいていることはいただいています。最近では鳥取県中からの泌尿器科の手術後の患者さんが来られて、ちょっと泌尿器科の入院患者がふえてるのはふえてるんですけども、そういった意味では計算どおりに伸び悩んでるというか、伸びないというのが現状でございます。ですから我々としてはどうしたらいいかということは、地域の連携を強化するというで強化してないわけじゃないですけども、さらに回って頭を下げてお願いしているという状況かなと思うんです。

ことし3月から、御承知だと思いますけども、地域包括ケアというの16床つくりました。これは入院期間が60日を限度として入院していただけるわけですけども、一般病床のほうに入って24日間、10対1をとっとりますので、21日入院して、なおかつ60日入れるといったこともございますし、直接地域包括ケアの病床のほうに入っていただいて60日を限度として退院していただくと、在宅に向けて退院していただくと

いったことで、そういったことからくりというんですか、そういった仕組みをつくって、より地域の住民の皆さんが安心して病院を使っていただくように努力はしているつもりなんです、それがなかなか数字としてあらわれていない。

今、赤字2億6,000万という補填のことおっしゃいましたけども、あと1億少し上がれば単年度収益的収支の部分については少し安定してくるのかなというふうに思ってるんですけど、じゃ、1億いったらどうなんだという話なんです。1日平均10人入院患者さんがふえれば1億が大体上がってきます。じゃ、10人といったら難しい。いやいや、5人おられたら1人、2人、お一人が2人ふやしたらいいですね。そういったこと医局に常に常にお願いをしてる状況なのですが、なかなかそういった無理に入院させるわけかないし、近隣の診療所の先生方もどっちかというところと鳥取に流してしまうというか、その連携がもう一つできてないのかなということで、鳥取のほうからは結構いただいているというのが現状でございます。そういった意味で四苦八苦していらっしゃるというのが状況のお話です。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） この議論の中でも、交通手段の問題なども実際どうなんでしょう。浜坂病院経由にほとんどのバスをしたほうがええというような意見もあるんですけども、実際改革プランなるものを見ても、なかなか具体的にどうしようといったところ辺が見えてこない。

包括ケア病棟も実際にもし、国は医療費をどちらかいったら抑え込もうとしてるわけですから、報酬が下がればもうこれも何も増益の話にはならないわけで、具体的に私は岩美病院などに行きますと、やっぱり家を、訪問リハビリですか、ああいうものがやっぱり相当力を入れてるし、それから家庭とのつながり、患者さんとのつながり、こういった点がやっぱり相当大事にしておられ、変な言葉になりますけども、要は病院から逃げない、そこから、そういう対応をとってる。交通手段の問題というのがちょこちょこ話になるわけですけども、その点はどのように考えておられますか。私は、できりゃそれとともに訪問リハビリなりそれなりもやっていく必要があると。そういったところが今、参事が言われた1億円の話にもつながってくるかなと思うんです。

それと具体的にちょっと聞きますけども、次の病院長はどなたがなられるんでしょうか。もう予定が立っとるんでしょうか。教えてください、予定が立っとったら。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） まず交通手段のことですけれども、実際私も外来でおいでになる患者さんの様子を見ておりますと、朝一番のバスで来て、温泉地域の方なんかでしたらバスの待ち時間までにかかなり時間を要しとるということで、交通機関の充実がしていただけたら大変ありがたいなと思っておりますけれども、今現在町民バスが温泉地域、あるいは西浜地区からも病院経由ということで運行していただいておりますけれども、1日の便数の制約があるということでなかなか難しいものがあると思っております。

りますけれども、またこういった交通体系の充実も含めて新年度詳しく検討深めてまいりたいというふうに思っております。

それから訪問リハビリ、訪問看護の点の必要性ということで、これ当然浜坂病院としても十分認識しておるところでございます。昨年の12月をもちまして訪問看護ステーションを閉鎖という形にはなりましたけれども、そのときにも少し御説明しましたが、本当にできることなら残したいという思いであったわけですが、病院スタッフの不足、それから民間事業者の役割分担ということで休止としたわけであります。

ただ、今後におきましても浜坂病院、日勤の看護師につきましては人数的な余裕を見ながら、またこういったことについても浜坂病院としての訪問看護、これも可能であれば検討はしていきたいと思っております。

それから病院人事の話でありますけれども、五嶋院長の退職の後につきましては院内からの昇格ということで予定をしております。まだ正式な辞令が発令されておられませんので、院内からの昇格ということで御理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号

○議長（中井 勝君） 日程第13、議案第9号、新温泉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、看護師の夜間看護手当を見直すため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、公立浜坂病院事務長が説明いたします。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 失礼いたします。このたびの条例改正につきまして

は、看護師不足の解消ということを目的といたしまして夜間看護手当の引き上げを行い、看護師の待遇改善を図って就労しやすい環境を整備するためのものがございます。

説明の都合上、審議資料1番の16ページをごらんいただきたいと思います。現行夜間看護手当、第6条第2項中、3,200円とありますが、これを勤務1回当たり3,700円に引き上げるものがございます。

なお、この3,700円の根拠でありますけれども、但馬近隣の病院等の数字を確認をいたしまして、大体3,700円という金額でありましたので、せめて同額にそろえていきたいという思いでございます。

それからあわせて条例では勤務1回当たりの上限を定めることになっておりますので、関連して新温泉町職員の特殊勤務手当に関する規則についても一部改正をさせていただきます。

同じく審議資料の18ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表でございます。この規則の改正の内容につきましては2点ございます。1点目が新たに待機命令時間と手当額を加え、それから2点目として条例で看護手当の上限を改めたことに伴いまして時間帯ごとの手当額を変更するものがございます。

第5条です。第1項の4号として、待機命令時間が午前0時45分から午前8時30分までの場合、いわゆる深夜帯に当たるもんでありますけれども、この時間帯の待機については1回当たり1,400円ということで時間区分と金額を追加するものがございます。

それから第6条につきましては、深夜の勤務時間帯ごとに4時間以上3,200円、2時間以上4時間未満2,800円、3号は省略しておりますが、そういった決めをしておりますけれども、これについて1号につきましては深夜における勤務時間が4時間以上である場合は3,200円から3,700円に、2号の勤務時間が2時間以上4時間未満である場合は2,800円から3,300円ということで、それぞれ500円ずつの引き上げを図るものがございます。

これもあわせて施行については平成30年の4月の1日からということで適用させていただきます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 但馬管内でも同じような金額だということですから、私は賛成いたしますけれども、どの程度の増収になるんですか。看護師のいわゆる収入がどの程度ふえるのかなど。当然そういうことも必要なものだと思いますけれども、わかれば教えてください。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 夜間看護手当、1人当たりでしょうか。今手元で確

認して、計算しておりますが、とりあえず年額でお答えをさせていただきます。今現在が夜間看護手当、深夜帯3人、準夜帯3人ということで、総額で66万9,500円ということになっております。これは改正後それぞれ500円アップにしたところの計算しますと63万4,500円ということで、36万5,000円減額という形になります。この減額になるという理由なんですけれども、これまでは深夜帯については病棟が2名、外来が1名ということで3名対応しとったわけなんですけれども、このたびの待機という形で新たに体制をスタートしますんで、深夜帯の従事者が病棟側に、外来がゼロという形になりますので、実際看護手当を支払うのは1名減という形になりますので、計算をしますと年間と言いますと36万5,000円という形になります。

ただ、今申し上げました待機手当については、21万9,000円ということで年額を見ております。

あわせてその待機時間帯に患者さんが来た場合、ことしの4月から2月で平均見ますと9時から朝までの間に大体2.5人ぐらい来ておいでになります。大体1人当たり1時間ということで、平均的な時間外の手当が大体3,000円になりますので、3,000円掛ける3人掛ける3時間掛ける12カ月分ということで10万8,000円、合計で32万7,000円ということで、総額としては増額になってまいります。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。ありませんか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 条例の部分の3,200円を3,700円で、それと別で規則ということ。その中じゃないです。別で規則ですね。規則改正。

看護師さんが少なくてもうまいこと回す方法でいいと思うんだけど、待機命令時間という言葉の説明をしてほしいなど。夜勤してる時というのは当然待機もついて回るじゃないのかな。ちょっと説明してほしいと思います。

このことは現場からの要求なんでしょうか。ようけ出すけ、ようけ働いてくれやなのか。結構夜間勤務なんてというのはとってもしんどい仕事ですから、できればしたくない。そういう中で近隣がこうだからと一方であったんだけど、現場は、いや、極力勘弁してほしいなことじゃないのかな。金上げるけえ、やってくれということ言ってるのかどうか、その辺ちょっと説明欲しい。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 一番最初に、条例と規則の関係でございましてけれども、あくまで条例のほうにつきましては夜間看護手当1回の上限額、3,200円なり、このたびの改正で3,700円ということで改正をお願いしたわけでありましてけれども、あくまで条例については上限額の規定であります。それを受けて規則のほうでそれぞれの時間帯区分ごとの金額を決めているということでもありますので、御了解お願いしたいというふうに思います。

それから待機でありますけれども、今まで浜坂病院の夜間勤務については準夜帯と深

夜帯という形で分けておりました。夜の12時45分までが準夜、それ以降朝までが深夜という形になるんですが、このたびの勤務体制については、その外来の夜間勤務、深夜の部分を1人配置をしとりましたが、その1名については夜間勤務をするのではなくて待機ということで、何か患者さんがおいでになったときには呼び出して勤務をしていただく、そういったような体制で考えております。

この体制につきましては、最近議員御指摘のとおり夜間勤務というのは大変厳しいものがございまして、再雇用、再任用の職員の方々についてはなかなか夜間の勤務をしていただかなくて日勤だけというような体制になつとります。そういったところで夜間の対応する看護師が不足しているのは現状でありまして、これを総看護師長以下看護師のほうで全員集まって何とかいい方法はないだろうかということで御協議いただいた結果が深夜帯外来部門、夜間勤務から待機に変えるというような形で職員の相談の中で決定したという経過がございます。以上であります。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） ということであれば待機の場所はちょっとどこかわからないんだけど、その金額減るといふことなんですか。要は深夜勤務が3,700円のところが1,400円になるということでしょうか。

外来の待機の深夜という仕組みが、外来というのは普通は来ないでしょ、夜は。僕の認識からすれば外来受け付けしてるのは深夜までしてないで、救急患者も9時以降は受けないとか、そんな中でこの待機命令時間というのは何だかよう理解ができないんですが、もう少し説明をいただけますか。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 夜間看護手当1回あたりは3,700円と待機手当1回1,400円で、下がるのかということですが、待機の勤務体系は自宅待機ということになります。そういった意味で今現在の外来の看護師の住居等から確認しまして近い人は5分から、遠い人は20分というような状況がありますけれども、それもすぐ対応できるような形で患者さんから連絡があった場合にはすぐ看護師に電話をする。患者さんが病院に到着するまでと看護師が病院到着するまで、それから到着するまでについては病棟の看護師のほうで第1次対応するということで話をしているところであります。

それから夜間そんな時間帯に患者が来るかということでもありますけれども、公立浜坂病院の場合、かかりつけの患者については24時間受けるということにしておりますので、実際受けることはあります。以上です。

○議長（中井 勝君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） 手当のことはちょっと置いて、補足をさせていただきます。今、事務長が言おうとしているところは、今まで夜勤の看護師が病棟3人いたわけです。この3人をキープしようと思うと看護師の数が足らなくて、大体夜勤というのは8回

夜勤というのが通常なんですけども、それが9回になったり、10回になったりして、回数が3日置きに夜勤をしないといけないということ発生してきたわけです、看護師不足によって。

では、どうするかということになると2人夜勤にしようという話になってきて、じゃ、2人夜勤だったら救急外来、夜中に来る患者さん、それから10時までの応需してますので、10時までに来られてる患者さんの対応できないかなということで、このもう一人を自宅待機にしようということで、患者さんが来るよという連絡受けたら呼び出しをかけて、自宅から呼び出すと。来るまでの道中が10分ないし15分かかるようです。皆さん近隣に住んどられますんで、そのときは1人の病棟の看護師が看護師が来るまで医者と一緒に対応していこうという苦肉の策なんです。そういったことで夜勤看護の数を、回数をマックスまでは、もう以上に超えるとやっぱり不都合があると、不満は当然出てくるので、そういったやりくりをしようということです。

議員おっしゃるように、外来は来ないだろうというんじゃないくて、時間外の患者の外来さん、外来患者ということです。ですから5時15分以降10時まで、あるいは夜中にまた来られる患者さんは年間に800人を超えています。余り浜坂病院受けてないんだらうなおっしゃる、認識なんだろうけど、そういった意味では平均患者にすると1日平均2.2、3か4かぐらいですけども、総数でいくと830ぐらい行ってますので、やっぱりそういった患者さんも対応していかないといけないだろうといったことで苦肉の策でそういった、繰り返しになりますけども、3人の夜勤の看護師を2人夜勤に、2人の看護師の夜勤にして、回数を8回夜勤をキープしていこうといったことと、外来については自宅待機の看護師を呼び出すといった対応していこうというものでございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 3回目。とすれば待機時間、待機する人というのはローテーションの中で決まっているということ。待機だけで済む人、場合もあるし、待機してて実際出る場合もある。出る場合は、この待機手当じゃなくて、深夜勤務のほうに切りかわるということでしょうか。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 待機時間帯にもし呼び出しがあった場合は、待機手当というのは待機手当ですのでそのままつけまして、病院に着いてから診察が終わるまでの分を時間外対応ということで100分の150で対応させていただく、こういったような予定しとります。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号

○議長（中井 勝君） 日程第14、議案第10号、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることによる就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明いたします。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） それでは、議案第10号、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

提案理由については、町長が説明したとおりであります。

本条例は、町長が子ども・子育て支援制度における施設型給付費の支給対象施設として確認する認定こども園やそれ以外の地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

地方自治体の自主性、自立性を強化し、自由度を高めるという趣旨のもと、認定こども園の認定が都道府県知事に加えて指定都市にも権限移譲されるものでございます。

説明の都合上、審議資料ナンバー1をごらんください。19ページをお願いいたします。15条の(2)の括弧内に認定こども園法とありますが、これが提案理由にありました就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律のことでございます。

2点の改正がございます。1点目は、指定都市の長は都道府県知事に協議をすること。2点目には、もう一つは、認定の申請書の写しを都道府県知事に送付する。この2点の項が加わり、9項という規定に項ずれが生じ、11項となったものでございます。ということで、これにつきましては、本町に直接影響のある規定ではございません。

それでは、議案に戻っていただきまして、第15条第1項第2号中、同条第9項を同

条第11項に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号

○議長（中井 勝君） 日程第15、議案第11号、新温泉町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町過疎地域自立促進計画を変更し、総合的かつ計画的に過疎対策事業を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして企画課長が説明いたします。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 新温泉町過疎自立促進計画の変更についての説明をいたします。

過疎地域自立促進特別措置法によりまして過疎地域に指定された市町村が過疎自立促進計画を立てまして、その計画に基づいて行う事業の財源といたしまして過疎対策事業債の発行が認められております。過疎対策事業債は、事業への充当率が100%で、後年度70%が交付税算入される有利な起債でございます。今回2事業を追加する計画変更をお願いするものでございます。

提案理由といたしましては、過疎対策事業推進のため、新温泉町過疎自立促進計画を変更し、総合的かつ計画的に過疎対策を行うというものでございます。

説明の都合上、審議資料ナンバー1の20ページをごらんください。新温泉町過疎自

立促進計画の変更理由書でございます。左側にこのたび追加いたします事業区分と内容、右側にその理由を記載いたしております。

事業区分の部分で、2といたしまして交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進という区分でございます。(1)で市町村道、道路の区分で町道浜坂諸寄漁港線改良でLイコール50メートル、これの理由といたしましては、諸寄市街地と塩谷海水浴場をつなぐ町道諸寄第34号線の法面岩盤が崩落いたしました。平成28年9月23日に発生をいたしております。現在、通行どめの状況でございます。この復旧が困難であることから、代替道路といたしまして本線の非常用通路といいますのは、本線というのは町道浜坂諸寄漁港線でございます。場所的には城山トンネルと塩谷トンネルのちょうど間の付近になります。本線の非常用道路を改良いたしまして、塩谷海水浴場への安全な通行の確保を図るための事業でございます。

次に、生活環境の整備で、(5)といたしまして消防施設の区分で美方広域消防本部訓練棟改修事業でございます。本訓練棟は昭和62年11月に竣工したもので、約30年が経過いたしております。老朽化によりまして壁面の欠けやひびが多数発生しておりまして、コンクリートの一部が周辺に落下するなど危険な状態であるため、外周部を中心とした全面的な改修工事を行いまして、良好な訓練環境の整備を図るものでございます。

それでは、議案第11号の本文、過疎自立促進計画変更に戻ってください。過疎地域自立促進市町村計画変更ということで、左側は変更前、右側が変更後でございます。区分で、2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進で、変更後の欄をごらんください。事業が(1)市町村道路で、ページをめくっていただきまして、次のページでございます。中段あたりに町道浜坂諸寄漁港線（改良）Lイコール50メートル、事業主体は町で、事業内容の追加でございます。

次に、3の生活環境の整備で、これも変更後の欄をごらんください。(5)消防施設ということで最下段に美方広域消防本部訓練棟改修事業ということで、事業主体は美方広域でございます。事業内容の追加ということでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

ここで暫時休憩します。2時25分まで。

午後2時08分休憩

午後2時25分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第16 議案第12号

○議長（中井 勝君） 次に、日程第16、議案第12号、鳥取市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、鳥取市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止を求める通告をするに当たり、新温泉町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第3号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして企画課長が説明いたします。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） それでは、鳥取市と新温泉町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について御説明いたします。

現在、鳥取市を連携中枢都市として岩美町、若桜町、智頭町、八頭町及び新温泉町の1市5町で連携中枢都市圏の形成を目指しております。これに伴いまして、平成24年3月に鳥取市と締結しております定住自立圏の協定の廃止をお願いするものでございます。

説明の都合上、審議資料ナンバー1の21ページをごらんください。鳥取市との定住自立圏の形成に関する協定は、平成24年3月30日に締結いたしました。当時、既に鳥取県東部の1市4町で鳥取・因幡定住自立圏を形成いたしておりましたので、それに加わる形となりました。新温泉町が加わった1市5町の鳥取・因幡定住自立圏では、生活機能の強化やネットワークの強化などの分野で60の連携事業を行ってございましたけれども、新温泉町はそのうち、ここに記載いたしております関係の28の事業を連携して行ってまいりました。

主な事業といたしましては、上段のほうの生活機能の強化に係る政策分野では、イの産業振興の項目で因幡・但馬広域観光や山陰海岸ジオパークの推進、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、アの地域公共交通の項目でJR山陰本線の利用促進、ウの道路等交通インフラの整備の項目では山陰近畿自動車道の早期整備、それから圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、アの宣言中心都市等における人材の育成の項目で合同職員研修などを行ってまいりました。

このようにこれまで連携してきました事業のほとんどが連携中枢都市圏においても引き続き実施していくというような計画をいたしております。

それでは、議案第12号本文に戻っていただきまして、定住自立圏の形成に関する協定を廃止する協定といたしまして、鳥取市と新温泉町が平成24年3月30日に締結し、平成26年12月26日に一部変更した定住自立圏の形成に関する協定は、平成30年3月31日をもって廃止すると。こういう内容の通告を書面で鳥取市のほうに行いたいと思います。

なお、鳥取市議会におきましても、協定廃止の議決が行われましたら、協定を廃止する協定の締結を行いたいと思います。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 28の連携事業を定住圏ではやってきたというお話でありますけども、この成果はどうなんでしょうか。それから、今度は連携中枢都市圏、この内容について引き続き、いわゆるそれを含めた事業となるんでしょうか。現実には、私も姫路などの連携中枢都市のそういう協定の成果はどうかということをいろいろと尋ねてみたら、本当にそんな目立ったような話は特別動きもないよという大体あれなんですけども。この定住圏で何がどう変わったのか、課長自身どう思われてますか。どこにこういう協定を結ぶ意味合いがあるのか。特別結んでも結ばなんでも連携は常に住民はしとるわけだね。行政がそういうことを指導してやることにおいては、私は多分何らかのお金が出る、国からの。それが目的じゃないかなと思うんですけども、この定住圏で一体何が成果としてあったのか。そういう総括をやらずに、今度は連携だとかいう、中枢だとかいう話は私はよくないなと思うんです。きっちり定住圏の総括もする中で、別な事業なら事業に移るんだっいたらいいんですけども、どうも何かそこら辺ところがよく見えないんですけども、お答えください。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） まず、成果といたしましては、そこに28の事業があるということを示し上げましたけども、具体的には先ほど申し上げましたけども、例えば因幡・但馬の観光のキャンペーンでしたら、ガイドマップの作成とか観光客の受け入れ体制の整備あるいはジオパークなども連携して進めてきております。それから、ゆめぐりエクスプレスも連携事業の一つとして取り上げておりますし、山陰本線の利用促進の面では一緒になって要望活動、そういったものも行っておりますし、それから山陰近畿自動車道、こういったものの早期開通なども一緒に取り組んでおります。また、職員の研修も一緒に取り組んでおります。それから、コリドーが一部の部分であるんですけども、そういったところでは災害協定なども結んでいるという状況がございます。

それで、連携中枢都市圏につきましては、現在この28事業あるわけですが、連携中枢都市圏、この後の説明になりますが、全部で90の事業がありますけども、そのうちの72ほどを連携していくような計画を持っております。今の定住自立圏でやっている事業の3事業ほどがなくなって、それから5事業が統合するという形で、ほぼほぼ現在取り組んでいる内容が引き継がれるというような状況になります。

それから、連携の意義でございますけども、人口減少、それから高齢化、こういったことが進んでくる中で一つの行政の単位で全てフルセットで行うということがなかなかこの自治体も難しくなっているという、そういう状況の中で、これまでの経済であったり文化であったり、そういった強い結びつきがある地域で一定の連携を図っていくことの中で、一つの自治体でできないこともできると思いますし、特に観光などの分野では、1つの観光地ではなくて、今ごろは周遊する観光がございますので、新温泉だけの魅力ではなくて圏域の魅力で売り出していくというようなことも、この連携事業を図る上で一つのメリットというふうに言えると思います。

それから、財源のことを少し触れられましたが、財源は、定住自立圏でこれらのネットワーク、生活機能の強化をやっていく上では、特別交付税として1,500万入ることがございます。ただし、うちの場合は、この鳥取・因幡定住自立圏にも入っておりますが、但馬の定住自立圏にも入っております。これ重複して1,500万が入るわけではなくて、2つの圏域に入っている1,500万というような状況でございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ちょっと成果の点でお尋ねいたしますけども、ジオパークについても近年連携がとれてないと、そういう指摘を受けたわけですね。再認定に向けて、今度は頑張ろうというような話になってるわけです。こういった状況が出てきた。それから、私も一般質問でいたしましたけども、この雪でJRがとまると。それで、住民の足が本当にどうなっていくのかという、山陰本線、こういった問題。それから、高規格も手離しで私は喜ぶわけにはいかないと思うんです。やっぱりもし居組道路とつながった場合は、本当にそれが、挨拶でも時々あるんですけども、ストロー現象で鳥取にどんどん出ていくと。道路の効能というような物流の話をされてるんですけども、結局救急車の到着が早くなると、こういった話が出るぐらいで、本当にこのことの一番大きな目的というのは、こういう他都市との連携をする場合でも、人口がいかにかふえていくか。実際にこの町なら町が住みやすい町にどうしていくのかという、こういったところだと思っております。

やっぱり具体的なこの何年間か協定を結んで、一体そこら辺のところの地元の切実な問題がどうなったというのを考えるべきだと。確かに建前として鳥取がそういう形になって、中枢都市になって、そこのつながりの中で一体この町なら町、今言った具体的な問題がどうなっていくか。やっぱりそこら辺をしっかりと見る必要があるのではないかなと。そういったことなしで、何か協定を結べばバラ色のようなになるというような話

にはならないと思うんです。多くを学ぶことはいろいろとあると思います、お互いに。だけでも、本当にそれをいかに住民に適用していくかという、あれいいなというあれはあると思うんです。

だけど、鳥取市も人口減少してますよ、実際には。やっぱりそういったところもきちっとした成果を検証した上で、どうするのかということ私は考えるべきだと思うんですけれども、具体的な事例を挙げましたので、ちょっとそこら辺のところに対する見解を述べていただければありがたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 現在、鳥取、豊岡を見ますと、ほとんどの機能が豊岡に集中してきております。こういう中で、今度鳥取とこういう連携中枢都市圏という構想が進んでいるわけですが、どっちかというところと大きいところに吸い込まれてしまうと、こういう心配を私自身も持っております。大きい都市、大きいまちに利用されない、そういう意味でも、この制度、1,500万という交付税があるわけです。一方で、鳥取市中核は1億5,000万か、最高で2億5,000万ですか、そういう巨額なお金が交付されると。そういう制度になっているようであります。

こういった中で、周辺部、智頭町の町長さんも心配しておったようでありますけど、やはり周辺が逆に活気がさらになくなる、こういう締結であってはならんというぐあいに思っております。幸い我が町は兵庫県に属しております。この鳥取、豊岡の真ん中ということで、バランス的には非常にいい位置にいるんじゃないか、そんなふうに思っております。これを後ろ向きに捉えて、利用されるんじゃないしに、この制度をうまく利用して町の全体の活性化につなげていけるような、そういう視点で慎重に、なおかつ上手にこの制度を利用していきたいというぐあいに考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号

○議長（中井 勝君） 日程第17、議案第13号、鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することについて協議するに当たり、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして企画課長が説明いたします。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について御説明いたします。

提案理由といたしましては、鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することについて協議するに当たり、議会の御議決をお願いするものでございます。

この連携中枢都市圏につきましては、鳥取・因幡定住自立圏の枠組みと同じ、鳥取県東部1市4町と新温泉町の合計1市5町で形成を目指すものでございます。

それでは、説明の都合上、審議資料のナンバー2のほうをごらんください。審議資料1枚めくっていただきまして、連携中枢都市圏の形成についてというものでございます。まず1つ目に、これまでの取り組みを御説明いたします。鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町及び新温泉町の1市5町では、平成23年度から国の定住自立圏構想を推進いたしまして、産業振興、環境、地域公共交通などの分野で広域的な連携を進めてまいりました。また、麒麟のまち圏域として広域観光振興や移住促進等にも取り組むとともに、圏域でのアンケート調査などを実施いたしまして、連携中枢都市圏の形成に向けた検討を行ってまいりました。

2つ目に、連携中枢都市圏構想ということで、国の構想でございます。1つ目の目的でございます。地域を活性化して、経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいくことができるようにするため、圏域において相当規模の中核性を備える中心都市が近隣のまちと連携し、経済成長に牽引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を行うことによりまして、人口減少、少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するというのが構想の目的でございます。

また、その中心となる連携中枢都市圏の要件といたしましては、3つございます。1つ目に、指定都市または中核市等ということで、鳥取市は、ことし4月1日に中核市に移行いたします。2つ目に、昼夜間人口比率が1以上ということで、鳥取市は1.03でございます。それから3つ目に、三大都市圏の区域外に所在するということが要件となります。現在、鳥取市を含めまして全国で61の市が該当いたしております。また、平成30年1月10日現在で連携中枢都市圏は24の圏域ができております。

次に、これまで取り組んでまいりました鳥取・因幡定住自立圏等形成を目指します因

幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏の違いにつきまして、3の定住自立圏と連携中枢都市圏の制度比較で御説明いたします。区分で左側は定住自立圏、右側が連携中枢都市圏でございます。根拠は、それぞれ定住自立圏のほうが定住自立圏構想推進要綱、連携中枢都市圏のほうが連携中枢都市圏構想推進要綱という要綱がございます。

中心都市の要件といたしましては、定住自立圏のほうは、中心市が人口5万人以上、昼夜間人口比率が1以上と、連携中枢都市圏のほうは、先ほど説明いたしましたとおりでございます。

手続につきましては、定住自立圏のほうでは、中心市宣言、それから定住自立圏形成協定の締結、定住自立圏共生ビジョンの策定というような手続を踏みます。連携中枢都市圏のほうでは、連携中枢都市宣言ということで、鳥取市が平成29年12月5日にこの宣言を行っております。それから2つ目に、連携協約の締結ということで、今回この議案で提出させていただいております。3つ目に、連携中枢都市圏ビジョンの策定ということで、こういった手続がございます。

連携する取り組みにつきましては、右側の連携中枢都市圏のほうをごらんください。アということで圏域全体の経済成長の牽引、それからイ、高次都市機能の集積・強化、ウということで圏域全体の生活関連機能サービスの向上というのが連携中枢都市圏のほうで取り組むこととなります。定住自立圏のほうでは、このウの部分で定住自立圏で行っている部分とほぼ同じということでございます。

財政措置といたしましては、先ほど少し触れましたけども、定住自立圏のほうは中心市のほうが特別交付税が8,500万が上限と、近隣の市町村は1,500万が上限ということでございます。それから、連携中枢都市圏のほうでは、このビジョンに基づき実施される取り組みで、連携中枢都市のほうのアとイの事業につきましては普通交付税措置ということで、本圏域の場合には1.3億円ぐらいを想定いたしております。それから、ウの取り組みにつきましては1.2億円程度を上限というふうに想定いたしております。連携する市町村につきましては、特交で年間1,500万を上限ということで、先ほども申し上げましたけども、新温泉町は但馬の定住自立圏にも属しております、重複してもらうということはありません。

次のページをごらんください。因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョンについて御説明いたします。ビジョンの策定は4月1日を予定いたしております。

1枚めくっていただきまして、目次を書いております。1つ目に、因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏の形成という部分では、1つ目にビジョン策定の趣旨、2つ目に連携中枢都市圏及び構成市町の名称、3つ目に人口総数及び昼夜間人口比率、4つ目に因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョンの期間ということで、主にビジョンのタイトル部分を記載いたしております。

2つ目に、因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏の概況では、構成市町や圏域の概況や課題について記載いたしております。

3つ目に、因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏域の将来像では、1つ目に目指す将来像、2つ目に圏域人口の将来展望について記載いたしております。

4番目に、連携協約に基づき推進する取り組みでは、連携事業と、その事業で連携する市町の一覧や連携事業の内容などを記載いたしております。

最後に、附属資料といたしまして連携中枢都市圏形成までの主な経過などを記載いたしております。以降はポイントのみ御説明させていただきます。

次のページをごらんください。ビジョンの策定趣旨ということで、我が国は、今人口減少、超高齢社会を迎え、国においては、人口減少、少子高齢化社会にあっても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持することを目的とした連携中枢都市圏構想を推進いたしております。また、行政需要は多様化、増大化していく中、単独の自治体で全ての行政サービスを提供することは困難となってきました。

これらの課題に的確かつ効率的に対応していくためには、生活圏や経済圏を一体とする近隣の自治体がそれぞれの資源や特徴を生かしつつ、連携したり補完する広域連携の意義は大きく、今後ますます重要性を増してくるものと考えられております。

下のほうにありていただきまして、本ビジョンは、本圏域のこれまでの定住自立圏の連携を踏まえまして、本圏域の現状と課題、将来像などを明らかにするとともに、将来像実現のために連携協約に基づき推進する具体的取り組みなどを示して、因幡・但馬麒麟のまち圏域の生活基盤の充実と一体的発展を目指すことを目的として策定するものでございます。

2つ目に、連携中枢都市圏と、それから構成市町の名称でございます。連携中枢都市圏の名称は、因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏、2つ目に、構成市町の名称は、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、新温泉町の1市5町でございます。

3つ目に、人口総数及び昼夜間人口比率ということで、人口総数につきましては一番右側の合計欄をごらんください。24万7,429人ということで、これは27国調の数字を足し合わせたものでございます。それから、昼夜間人口比率は、鳥取市のみ連携中枢都市圏の要件、1か、あるいは100%というようなことで見ておりますけども、ここでは103.22ということで、100をクリアしてるという状況でございます。

4の因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョンの期間ということで、平成30年から34年までの5年間といたします。ただ、毎年度所要の変更を行うということといたします。

飛んでいただきまして、52ページをごらんください。6ということで圏域の課題を書いております。1つ目に人口面、2つ目に産業面で書いております。まず、人口面では、本圏域は、今後人口減少とともに、人口構造が高齢化が進むと考えられております。また、若年層の流出が顕著であり、生産面では人手不足が深刻化、消費面では内需の縮小が進むというふうに予測されております。また、高齢化に対応した医療サービスの提供なども課題になってくるというふうに考えられております。

2つ目の産業の面では、本圏域は、山陰地方における日本海側の主要経済圏の一つでありまして、鳥取市を中心とした産業構造を持っております。ただし、付加価値、生産性は、山陰地方の中でも低位にとどまっているというような状況でございます。

今後、人口減少を踏まえまして、圏域の特色ある農業、漁業、観光業、製造業の活性化により、生きがい市場の獲得が重要でございます。その一方で、少子高齢化や若者世代を中心とした県外への転出超過による生産年齢人口の減少といった社会背景から、労働力を確保するということが難しくなるというような、これまでにない課題に直面いたしております。

次のページをごらんください。目指す将来像を1つ目に書いております。全国的に人口減少、超高齢化社会が進む中、本圏域においても人口が減少していくことが予想されております。そんな中、本圏域の各市町では、総合計画に加えまして総合戦略及び人口ビジョンを策定して、人口減少に歯どめをかける取り組みを総合的かつ計画的に実施しているところでございます。あわせまして、本圏域の各市町は、地理的、歴史的背景から経済・文化などさまざまな面につながりがございまして、各分野で広域的な連携を進め、一定の成果を上げているものでございます。

これらの圏域の状況、課題を踏まえまして、1つ目に、圏域にある豊富な自然環境、恵まれた地域資源や観光素材を生かした地域経済の拡大、交流人口、定住人口の拡大など、圏域全体の経済成長の牽引に係る取り組み、それから2つ目に、地域救急医療体制の充実、高等教育の環境整備、新たな公共交通体系の整備など、高次の都市機能の集積・強化に係る取り組み、それから3つ目に、医療・福祉の提供、災害対策、環境保全、人材の育成など、圏域全体の生活関連サービス機能の向上に係る取り組み、これを1市5町で連携し、補完し合いながら進めて、圏域全体の一体的な発展に取り組み、人口減少、少子高齢化の中にあっても活力ある社会経済を維持し、発展し続ける圏域を目指してまいります。

54ページをごらんください。4ということで、連携協約に基づき推進する取り組みでございます。圏域の将来像を実現するために、推進する具体的な取り組みといたしまして、以下に連携事業を記載しております。連携協約の項目、その内訳で、役割、連携施策、その右に事業名、そして連携する市町ということで、連携する部分には黒丸をつけております。役割のア、圏域全体の経済成長の牽引では31の事業を計画いたしております。

それから、右のページに行ってくださいまして、イの高次都市機能の集積・強化では10の事業、それからウの圏域全体の生活関連機能サービスの向上では、1枚めくっていただきまして、最後まで49事業を計画いたしております。圏域全体では合計で90の事業に取り組む計画をいたしております。新温泉町では、その中で、下の段の一番右側でございます。72と書いております。新温泉町では、そのうち72の事業に取り組んでいく計画をいたしております。

57ページ以降は、連携する90の事業の概要等を記載いたしておりますので、後ほど御清覧ください。

それでは、議案第13号の本文に戻っていただきまして、鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約。鳥取市及び美方郡新温泉町は、連携中枢都市圏構想推進要綱により、鳥取県鳥取市及び岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町、八頭町並びに兵庫県美方郡新温泉町で構成される圏域において連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結するということで、第1条には目的、第2条には基本方針、第3条には連携する取り組み及び役割分担、第4条に事務執行に当たっての連携・協力及び費用分担、第5条に定期的な協議について規定しております。

また、次ページ以降に連携中枢都市圏構想推進要綱に基づきまして、第3条に定める連携する取り組み及び甲乙の役割分担等を規定いたしております。

右のページの別表の第3条関係ということで、1つ目に、圏域全体の経済成長の牽引について書いております。連携協約の項目、その内訳としまして、連携施策、取り組みの内容、そして甲の役割、乙の役割を記載いたしております。連携施策では、産学金官民一体となった経営戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備のほか4施策を記載いたしております。甲の役割は、各連携施策の中心となって取り組む。乙の役割は、甲と連携して各連携施策に取り組むといたしております。

次のページをごらんください。2つ目に高次都市機能の集積・強化についてでございます。連携施策は、高度な医療サービスの提供ほか3施策でございます。

次のページをごらんください。3つ目に、圏域全体の生活関連サービスの向上についてでございます。この項目は、定住自立圏推進要綱同様、3つの政策分野がございます。1つ目が生活機能の強化に係る政策分野ということで、ここでは地域医療のほか8施策、それから次のページをごらんください。2つ目に、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、地域公共交通のほか5施策、それから次のページをごらんください。3つ目に、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、人材の育成のほか3施策でございます。

なお、この連携協約の締結につきましては、4月1日を予定いたしております。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 今御説明いただきました連携協約の内容が鳥取市と本町との協約になっておって、連携中枢都市の形成においては岩美町、若桜町、智頭町、八頭町という格好で入ってるんですけども、ここについての協約の条文が見えてこないんですけども、これは他町との直接的な連携は約束の中では出てこないという認識で正し

いんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 定住自立圏の形成の協定でもそうでしたけども、連携協約自体は、今回も中心である鳥取市と各市町が連携協約を締結するという形になります。その連携協約を鳥取市と締結しました市町が何個ができてきて、それで圏域を形成するというような形になります。その圏域の中で連携事業を実施していくという運びになります。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） その連携、システムとしてはわかるんですけども、要は鳥取市を中心ではあるんですけども、直接的に隣接する岩美町とかは非常に関連性が高いんじゃないかと思うんですね。そこら辺のあたりで、この条文だけで認識が高まるのか、これ以外の岩美町とかが登場しなくても全然問題がないのか、そのあたりについて、ここの条文ではちょっと読めないと思うんですよ。要は加わってる町との連携ができることがちょっとこの文面からでは読めないんだけども、多分ほかの中核都市でも同じ文面かなという気もせんことはないんで、心配することはないのかなもしれませんけども、そのあたりについての見解をお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 連携協約の部分では確かに見えにくい部分がございますけども、先ほど説明させていただきましたナンバー2の連携中核都市圏ビジョン、こちらのほうに各市町とのかかわりが出てまいります。54ページ以降をごらんください。それぞれここに連携協約の項目であったり事業名を1から90まで記載いたしております。そうした中で、それぞれ連携する市町の中で鳥取市が全てにかかわるということで、鳥取市は90の事業がございます。そして、各市町の状況であったり考え方によりまして、連携するもの連携しないものがございます。そういったことがこの表の右側の連携する市町ということで記載いたしております。ですので、この事業をそれぞれ見ていただくと、この事業は例えば1市5町全部が連携して取り組むんだとか、この部分は例えば鳥取、岩美、新温泉だけが取り組むんだというような状況をごらんいただけたらと思います。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 今54ページ、55ページについて説明いただいたんですけども、これは鳥取市と連携するという意味のようにしか見にくいんですけども、確かに丸がついてるから鳥取市とそれぞれ連携する。極端に言うと隣との関係も非常に密接に出てくると思うんですけども、作文の中で、果たしてその作文が要らないのかなというあたりが、この表では確かに連携する項目に丸がしてあるから、鳥取市とはする。ただ、その連携の仕方が全部ですということがこの協約の中に、この参加している各町がこ

の項目について、みんなで連携してるんだというあたりがちょっと読みにくい気がするんですけどね。そのあたりが結局不備では、不備でないと言ってもらったら、それでいいんですけども。どうなのかなという疑問を感じるんで、ちょっとそのあたりの補完的な見解を聞かせてください。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） この連携協約につきましては、推進要綱の中で、こういった項目を連携するというようなサンプルではないですけども、要綱の中にある事業を全て網羅するような形で上げております。それぞれの市町が連携するかどうかというのは、ここの部分では議案第13号の本文の一番最初の部分の連携協約と書いてある中で、鳥取市及び新温泉町の下のあたりに、鳥取市、それから岩美町、若桜町、智頭町、八頭町で構成される圏域で連携協約を締結して圏域を形成していくんだということを書いてあるあたりで少しは読み取れるかなと思います。

連携協約につきましては、これまでに24の圏域ができているということを説明させていただきましたけども、そういった先進事例を見る中で、協約もどういう形で締結しているかというようなことも鳥取市のほうが確認いたしまして、こういう形で協約を書かせていただいておりますので、不備があるというようなことではございません。

○議長（中井 勝君） そのほか。

12番、浜田直子君。

○議員（12番 浜田 直子君） 麒麟のまちということでこのビジョンがつくられているんですけど、麒麟のまちっていったら香美町も入っていると私、個人的には思ってたんですけど、何かで検索したら香美町も入ってますし、麒麟のまち関西情報発信拠点とか、そういったようなところでは香美町も加わっての販売というか、販売促進とかもされてたように思うんですけど、今回香美町は関係ないかもしれないんですけど、そこら辺のくくりというのはどういうふうなことでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） まず、麒麟のまちには香美町も入っております。香美町も含めまた1市6町が麒麟のまちということで、さまざまな連携をいたしておるところでございます。また、この連携中枢都市圏を考えていく上でも、当初勉強会をしようということで、麒麟のまち圏域が集まって勉強会をしたわけですけども、そのときには当然香美町さんも含まれて勉強会を進めてまいりました。その中で、どのように香美町さんが考えられたのかは私どもではわかりませんが、ただ、圏域の住民の皆さん、それから企業も抽出した中でアンケートをさせていただいた、そのアンケートの内容を見ながら、ほかの市町ほど連携の度合いというか、住民生活なんかの部分で少しつながりがほかの市町と違うのかなというような判断をされたのか、ちょっとそれは想像を超えませんが、そういったアンケートが出た中で、香美町さんのほうが判断されたということでございます。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 先般、ビジョン案についてはパブリックコメントなどが求められていて、本町においてはかなりの件数でパブリックコメントが集まっていたと思うんですけども、当然その内容、全体ではないにしても反映されているのかなという思いと、それから他市町も並行してパブリックコメントを求められていたと思いますので、そのあたりのところで、ここが案から大きく変わったよというところがあれば教えていただきたいのと、またパブリックコメントのタイミングが非常に協定を結ぶまでの期間が短いというところで反映し切れてないところ、それから今後協議が必要などころがあるかと思います。それぞれの協約の内容であったり、またビジョンの中身にも、毎年度協議するものとか、それから1年ごとに所要の変更を行うというふうなことで書いてありますけども、積み残している変更点などがあったら教えてください。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） まず、パブコメでございます。1月の4日から22日までパブコメをさせていただきました。そのパブコメにつきましては、この1市5町全ての市町で同時にパブコメをいたしております。そうした中で、新温泉町のほうでは3名の方がコメントを寄せていただいております。それに伴いまして、その後にビジョンの懇談会というのを各市町の商工団体の代表であったり、観光団体の代表であったり、あるいは住民の代表の方、それから交通事業者とか情報インフラだとか、いろんな部門の方から委員を出していただいてビジョン懇談会をつくっておるんですけども、そのビジョン懇談会にも、いただいたコメントをお伝えする中で、また改めてビジョン懇談会の委員の皆さんからも意見をいただいて、今回お示ししているビジョン案ができております。

それから、いただいたパブリックコメントについては、ほぼ文言の修正だとか、そういった部分は、できる部分はいたしております。全てかと言われると、考え方の相違で、こういった部分はこういうふうにそのままさせてもらいますというような部分もございます。将来的にでございますけども、このビジョンにつきましては、ビジョン懇談会を毎年開催いたしまして、その中で進捗であったり成果であったり、そういったものを検証しながら見直しを進めていくというような考え方でおります。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 何か環境福祉の委員ばかりで緊縮いたしますが、以前から私がこの連携はやめるべきだという立場から議論を続けてきました。そもそもの目的というのは、人口減少や少子高齢化社会に持続可能な地域を確立するということが目的だというふうに国の推進要綱には書かれているわけですね。それで、よく考えてみていただきたいんですけど、例えば同じ理由で広域合併が提起をされて、広域合併は我が町はしなかった。しかし、豊岡市では1市5町が合併をしました。その結果として、例

えば但東町であるとか竹野町であるとか、もともと小さな町が本当にその合併、広域化によって元気になったでしょうか。人口がふえたでしょうか。同じように鳥取市でも、国府町や福部村ですか、合併をしました。鳥取市は元気になったのかもしれませんが、本当に国府町などが活性化したのかどうか私には見えてまいりませんね。

同じように、広域連携しましょうと。6年間か経過したわけですね。どうでしょう、この圏域で本当に鳥取市自身も人口が減り続けているというような状況ですよ。つまりこれ何を意味してるのかと。正確にこれをそのまま理解すると、結局中枢連携都市として中枢たる中核都市の機能強化をしよう。要するにコンパクトタウンをつくり上げよう。ですから、資料にもつけていただいておりますが、定住自立圏と連携中枢都市圏の制度比較ということで、どこが一番違うのが目立つのが連携する取り組みということで、アが圏域全体の経済成長の牽引と。じゃあ、中枢都市である鳥取市がこの経済成長の牽引をしたら、本当に我が町も経済が発展するとお考えですか。むしろ衰弱していくんじゃないでしょうか。イに書いてある高次の都市機能の集積・強化を鳥取市がやればやるほど、我が町は疲弊していくんじゃないでしょうか。この定住自立圏でやっていた圏域全体の生活関連機能サービスの向上という関係は、この定住自立圏構想でもほぼ同じ内容だと。じゃあ、どこにメリットがあるんでしょうか。むしろ我が町が衰弱をしていく、疲弊をしていく、こういう方向へ行こうとしてるんじゃないんですか。一番聞きたいのはそこです。

それから、人口減少の問題です。私は一般質問でも以前、そもそも人口減少とは一体何たるものかということをしっかり考えましょうと。広域連携が、中枢都市圏構想が提起されるからこそ、そういうことを取り上げました。日本は、ずっとこれまで人口がふえ続けていたんですね。鎌倉幕府が開かれたころ、1200年ころですね、757万人、それから江戸幕府が開幕された1600年ごろ、1,227万人、明治維新で3,400万人、さらにピークとなっていたのが2000年です、1億2,800万人。それ以降、人口が急激に減り始めたわけですね。

ところが、出生率、特殊出生率が2.07でなければ人口が減っていくということが明らかになったのが2005年ころですね。これが1.26というふうには急激に減っています。ピークが1970年ぐらいですね。2.06だったわけです。それが1.26に2005年に落ちてると。2016年には1.44まで回復したと言われておりますが、これから50年後には大体8,000万人ぐらいまで減り続けていくと。労働人口も2065年には4,500万人ぐらいに減ってしまうと。こうなると初めて政府は人口減少で大変だと言いだしたわけですね。ところが、どうでしょう。人口が全くふえる兆しが見えてこない。

なぜかと言えば、社会保障の岩盤規制を撤廃しているからです。ですから、根本はそこで、この広域連携したからといって、中枢都市圏、鳥取と協定結んだからといって我が町の人口がふえたり、地域産業が活性化したり、経済が発展したりする見込みなど何ひとつないじゃないですか。なぜそれをわざわざそんなことをするのか。まさしく連携

だ、連携だと言ったら何かいいことがありそうだと思うだけの道具に使われてるんじゃないかと考えるんですが、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 第二次世界大戦、太平洋戦争もそうですけど、国の言うとおりにやって、本当に国民が大変厳しい敗戦で本当に多くの方が亡くなっております。私、持論としては、国の反対を行ったらうまくいくというのがこれまでの持論でありました。ここでこういう制度を推進してええんかという、そういう厳しい御指摘があると思うんですけど、これは幸い我が町は兵庫県におると。一方、鳥取県ということで一定の距離を保つことができるんじゃないか、そんなふうに思っております。ここは知恵が要ると思うんですけど、利用されるんじゃないしに、利用できるようなところを利用していきたいということで、適宜90何ぼのうち70幾つですか、72ですか、そういう共通項目を持っているわけですけど、ぜひその中で本当に我が町にとって大事な事業を積極的にうまく取り入れる、そういう方向でやっていきたいなというぐあいに思っております。

確かに谷口議員のおっしゃることはよく理解できますし、市町村合併見たら本当に残念なそういう国の推進策、地方交付税、特例債で町を強制的に合併させられたような面もあったというぐあいに思っております。ぜひこれは鳥取県に利用されないように、今のところこの会議に出ても、新温泉町はちょっとお客さん扱いのようなどころがありまして、向こうの作戦かもわからんですけど。その辺は上手に対応していきたいと、苦渋の決断であります。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 苦渋の決断などあり得ないと。法律によってこの連携をしていくわけです。一旦協定を結べば、双方の議決がなければ抜けることができないんですよね。ですから、我が町だけが議決をしたからといって、通告をして何年待つんですかね、待てばできるわけですけどもね。そう甘いわけではないわけです。ですから、町長も商売をされていて、よく御承知ですが、甘い話には乗ってはならないと、鉄則だと思うんです。なぜ行政だけがそういう甘い話にやすやすと乗っていくのかということを考えていただきたい。

ぜひ課長、先ほど申し上げた審議資料の最初のページに書かれている部分、連携する取り組みについてのメリット、デメリットをお答えいただきたいんです。アとイのところですね。地方自治法は、圏域にある問題を自分たちでおさめましょと、知恵を出しておさめましょということをやっているわけですね。つまりそれが自治だと。この圏域内に住む人間が圏域内で知恵を出し合って、みんなでおさめていきたいと思いますというのが本来の地方自治の趣旨じゃないですか。それを圏域を越えて連携をするとはどういう意味を持つのかと。結局そこに私はまやかしの根源があると。自分たちの地域は自分たちで知恵を出し合って、自分たちで頑張っていくんだという、その精神に反するじゃないですか。結局それは力を弱めていくということに、みずからの力を弱めていくとい

うことに結びつくじゃないですか。私は、賢明な町長だから、そういうことは御判断いただけるものというふうに考えておりました。ぜひ誤らないでいただきたい。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君）

知恵をもう一步考えていきたいというぐあいに思っております。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 連携する取り組みのアとイのメリット、デメリットのお話をいただきました。いずれにしましても、これを個々説明、ちょっと難しいんですけども、全て連携していき、がんじがらめということではなくて、この連携をするということの意義は、基本はやっぱりそれぞれの自治体、それが頑張る。これがまず基本にあると思います。そういった中で、連携事業を選択して連携していくということがこの連携中枢都市圏の考え方でもございます。要は自分のところにメリットのないものについては、あえて連携していくという必要はないと思っております。

そして、これが適切かどうかわからないんですけども、財政措置の中に、アとイについては鳥取市のほうに普通交付税なりが入るわけなんですけども、この連携中枢都市圏の要綱につきましても、中心市の役割として経済成長の牽引だったり、こういった部分、連携する市町にその恩恵が全て渡るように取り組んでいかなければいけないというような役割がございまして、そうした中で、鳥取市議会で市長のほうの答弁にもございましたけども、普通交付税は単なる鳥取市が自分のところで使っていくというものではなくて、圏域の発展のために使用するものだというような答弁もされているようでございます。そういった部分がメリットになると思います。デメリットの部分がないように、連携内容をそれぞれ検討して連携事業を行っていくということが大切だというふうに考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） じゃあ、討論。

それでは、討論に入ります。

まず最初に、本案に対し、反対者の発言を許可いたします。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 議案第13号、鳥取市及び新温泉町における連携中枢都市圏の形成に関する連携協約について反対討論をいたします。

連携中枢都市圏構想推進要綱には、以下のように書かれております。人口減少、少子高齢化社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、国民が安心して

快適な暮らしを営んでいけるようにするためには、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により経済成長の牽引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少、少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することが連携中枢都市圏構想の目的であるというふうになっています。

これは、国土の均衡ある発展、地域産業や経済の発展など国策の根本的な誤りを地方に転嫁するものにほかなりません。高度経済成長の名のもとに、地方の労働力を極度に都市に集中する政策を半世紀にわたって続けてきた結果の矛盾であります。周辺部が置き去りにされている広域の市町村合併の例を見ても、明らかであります。鳥取市が発表した連携中枢都市圏ビジョン案には、我が町発展の具体的な展望は見てまいりません。今必要なことは、国も地方自治体も誤った国策に真正面から向き合い、人口減少や地域経済の疲弊の課題を一つ一つ解決することが求められています。合併や連携では何ひとつ問題は解決しなかったことに明らかなこの連携中枢都市圏構想の将来を物語っているのではないのでしょうか。

以上の観点から、この議案に対して反対をするものであります。以上です。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許可いたします。ありませんか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私は、このたび鳥取市が中核都市になって、今回の連携中枢都市圏域に新温泉町が参加することに関しては、大きく期待するところは余りありません。ただ、マイナスもないと考えてます。この件についてマイナスがどこにあるのかなということを兵庫県の担当課に確認しました。実際には形としてのマイナスはないという回答を2週間ほどかけて作文をして返答をくれました。

新温泉町は、もともと鳥取市の経済域にあったというふうに認識してます。鳥取が発展することは、新温泉町にとってプラスになる可能性を有していると思っています。新温泉町が企業誘致とか、そういったものが確実にできる状況に今はないとすれば、鳥取に職を求めて本町に住んでもらう、そういう若者をふやすこと、そこに人口減少を減らす可能性を見出せるのではないかと、そんなふうに考えています。実際には、消費等今までから多く鳥取市に依存してた。それについては今後とも変わらないかもしれません。ただ、身近な商店であったり、そういったものについて依存していく可能性は、これから依存する必要は残されていると、そんなふうに思っています。

先ほど井上課長が返答されたようなマイナス面をつくらないで、有効な部分を活用して、それを本町の施策で人口減を減らすことに向かっていくしか逆に道はないのではないかと。地方が疲弊したことは、先ほど谷口議員がおっしゃったとおり、国の施策のある意味での手抜きによるものではないかと私も認識はしています。しかし、それを急に

方向転換したり、新たなものを求めていくことは急にはできない。ただ、いろんな形で地方から声を上げていくことはやっていくべきだと、そんなふうに思っています。

町長が今、————と、その言葉はどうかとは思いますが。ただ、有効な部分、可能性を最大限生かしていく、考えていくことは無駄ではないんじゃないかと、そんなふうな思いで、ここで発言をさせていただいています。ぜひこの議案が可決されることを願ってやみません。

以上で討論を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（中井 勝君） 次に、反対の討論があるようです。許可いたします。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 私は、議案第13号、鳥取市及び美方郡新温泉町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

私は、これまで鳥取とのつながりは、これは過去ずっとやってまいりました。したがって、特別鳥取との連携なり、それを協定としですることが必要だということには全く考えてはおりません。この協定を結ぶこと、そして先ほど申し上げたように、定住圏の問題でも申し上げたとおり、JRが雪でとまる問題とか、それからジオパークの問題、こういったことについても、やっぱり現実にはそういう厳しい面が出ていたわけでありまして。そして、何よりも医療だとか、こういったことについても、協力をしてるのは現実にも今でもそのとおりであります。経済においても、仕事に行ってることも、そのとおりであります。しかしながら、それを新たに協定を結んで何か鳥取の大きな都市になる、中枢都市になることによって、新温泉町がそのおこぼれをもらうというようなこそくな考え方をすべきではないと思っております。この新温泉町に最もふさわしい町のあり方を追求していく、こういったことについて、やっぱり合併を見ましても、それから今回の問題についても、余りにも町自身で自立していく、頑張っただけで自分たちの町は自分たちでつくっていく、こういう精神がなければ決して将来は明るくありません。やっぱりこの点をしっかりと考えていく中で、町を活性化できると私は考えてるところであります。

これからまだまだ観光面、それから産業面と、そういった点でももっと伸ばしていける面がある。子供たちがここで就職ができるような、そういう状態の町にしていく、こういったことを議会なり行政がしっかりと考えていく、このことが必要ではないかと考えてます。この連携中枢都市圏なるものが結局は行政から出てる、国から出てるということが私は大きな問題だと思っております。民間からやろうやろうと言ってつくられた協定ではないと。ここにこそ、やっぱり私はその狙いは何なのか、国が地方の自立を促進する中で、結局はそれがだんだん人口減少なり、それなりにつながっていく、そういうおそれを感じる場所でもあります。したがって、私は、この連携協定については締結することに真正面から反対をいたします。以上です。

○議長（中井 勝君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中井 勝君） これで討論を終わります。
暫時休憩します。

午後 3 時 3 8 分休憩

午後 3 時 3 8 分再開

- 議長（中井 勝君） 再開します。
町長より発言を求められておりますので、許可いたします。
西村町長。
- 町長（西村 銀三君） 言葉が適切でありませんでした。改めて訂正をさせていただきます。—————というのは取り消しをいたします。適切な運用に努めるということで、よろしくをお願いします。
- 議長（中井 勝君） それでは、本案を採決いたします。
採決は起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（中井 勝君） 起立多数であります。12名。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 8 議案第 1 4 号

- 議長（中井 勝君） 日程第 1 8、議案第 1 4 号、但馬牛研修センター建築工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。
上程議案に対する町長の提案説明を求めます。
西村町長。
- 町長（西村 銀三君） 本件につきましては、但馬牛研修センター建築工事の請負変更契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。
内容につきまして農林水産課長が説明いたします。
- 議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。
- 農林水産課長（仲村 秀幸君） それでは、議案第 1 4 号、但馬牛研修センター建築工事請負変更の契約について御説明いたします。
去年の 9 月の議会におきましてお認めいただきましたこの工事でございますが、変更の必要が生じたので、よろしくお願ひしたいと思います。
それでは、最初に審議資料ナンバー 1 の 2 2 ページをごらんいただきたいと思います。変更理由でございますが、定期的な工程会議、それから完成後の稼働につきまして協議した結果、排水の処理方法を合併浄化槽へ変更することが 1 点でございます。

もう一つは、牛舎に近接する牛つなぎ場の利用を考慮して、また周囲の除雪作業を考慮して、コンクリートの舗装面積をふやします。

次の23ページをお開きいただきたいと思います。浄化槽の設置位置を赤で表示しております。管理棟、牛舎、資材倉庫などの敷地面から少し低いところ、下がったところでございます。堆肥舎と同じ敷地面に設置をいたします。

なお、当初簡易水洗としておりましたのは、浄化槽を設置してもバクテリアの餌となるものが少なく、うまく機能しないおそれがあるということだったためでございますが、定期的に検査等を行えば大丈夫であろうとの設計士との協議の中で見解を得たため、変更をするものでございます。

さらに、次の24ページ的设计書をごらんいただきたいと思います。赤で表示してある分が今回追加の舗装範囲となります。管理棟の周り、それから2棟の牛舎の間、さらに牛つなぎ場を含む牛舎の周囲でございます。

それでは、再度審議資料22ページに戻っていただきまして、ただいま申し上げましたとおり、変更内容は、浄化槽への変更、それと舗装面積を変更して434平米増加をいたします。契約金額でございますが、このたびの変更で627万8,040円増額いたします。

それでは、議案本文に戻っていただきまして、改めて申し上げます。1、契約の目的は、但馬牛研修センター建築工事、2、契約の方法は随意契約でございます。3、契約の金額は627万8,040円増で、全体額は9,041万40円となります。4、契約の相手方は、兵庫県美方郡新温泉町歌長270番地、立道建設株式会社代表取締役、立道摩利子でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） この施設の合併浄化槽への流入の内容についてお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 先ほど見ていただいた図面の中で、管理棟というのがあるわけですが、管理棟に簡易的な炊事場ですとか風呂場、そういったものがありますので、そこに住むわけではないんですけども、一時的にそういった施設になっておりますので、その雑排水を浄化槽に入れるということ、それから牛舎につけております、水道を引いております。そこで手を洗ったりする排水の水、それも同じように合併浄化槽のほうに流れるということで、当然管理棟のトイレもそこに流れて、合併浄化槽で処理するということとなります。以上です。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 牛舎関連の汚物は一切流れないということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 牛舎の堆肥につきましては、その堆肥舎のほうに持って行って切り返しを行いながら製品化するというごさいますし、し尿についても、牛舎のところにあります尿だめ、こちらのほうにためるということで、持ち出すということにしております。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほかありませんか。

5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） 今の流れで引き続き質問したいと思いますが、その堆肥舎の堆肥となったふんとか、それから尿だめにたまっし尿ですね、その最終処分方法を教えてください。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） それについては、別のところの農地に持ち出すということごさいます。具体的には、牧場公園近くの農地に持ち出すという計画になっております。

○議長（中井 勝君） 5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） それは堆肥と、し尿両方ということでしょうか。それと、はっきりとそれは決まっていることでしょうか。契約とかできているのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 今度その研修センターに今予定、入ります地域おこし協力隊、そちらのほうがその農地を確保しておって、そこに持っていくということごさいます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 質疑ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ごさいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ごさいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。4時まで。

午後3時47分休憩

午後 4 時 0 0 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いたしましたとおり、議案第 15 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（地域活動支援センター）から議案第 20 号、公の施設に係る指定管理者の指定につきまして（八田コミュニティセンター）の議案につきましては一括上程し、説明、質疑、採決は議案ごとに行いますので、よろしくお願いをいたします。

日程第 19 議案第 15 号 から 日程第 24 議案第 20 号

○議長（中井 勝君） 日程第 19、議案第 15 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（地域活動支援センター）、日程第 20、議案第 16 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（まち歩き案内所）、日程第 21、議案第 17 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（正法庵とんぼの里公園）、日程第 22、議案第 18 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（切畑ふれあい広場）、日程第 23、議案第 19 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（中辻農村公園）、日程第 24、議案第 20 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（八田コミュニティセンター）を一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） ただいま議案となりました議案第 15 号、公の施設に係る指定管理者の指定についてから議案第 20 号、公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの提案説明につきましては、まず新温泉町地域活動支援センターの指定管理者に特定非営利活動法人ぷろじえくと P l u s を、まち歩き案内所の指定管理者に浜坂観光協会を、正法庵とんぼの里公園の指定管理者に正法庵区を、切畑ふれあい広場の指定管理者に切畑区を、中辻農村公園の指定管理者に中辻区を、そして八田コミュニティセンターの指定管理者に八田文化交流会をそれぞれ指定をしたいので、議会の議決をお願いするものであります。

それぞれ担当課長が説明をいたします。

○議長（中井 勝君） 提案説明が終わりましたので、それでは、議案ごとに各所管課長から指定管理に関する説明の後、質疑、採決の順で進めます。

議案第 15 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（地域活動支援センター）、担当課長に説明を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 公の施設に係る指定管理者の指定について（新温泉町地域活動支援センター）の指定について御説明を申し上げます。

議案審議資料ナンバー 1 の 25 ページから協定書をつけてございます。この新温泉町

地域活動支援センターにつきましては、平成27年4月にオープンしたわけでございます。当時、この町で運営を担うことができる団体は新温泉町社会福祉協議会のみでした。現在に至るまで社協さんには創作的活動や生産活動、また地域社会との交流の促進など特色を生かした運営を行ってきていただき、また障がいのある方の日中活動の居場所として創意工夫を凝らした事業展開をしてきていただいております。

また一方では、運営される中で、重度障がい者の方への支援、また対応といったことや、また専門的な支援といった課題が生じてまいりました。障がいのある方が新温泉町で自分らしく生き生きとして生活をしていくために、これまで以上の質の高い支援、専門的な対処といったことが求められ、避けて通ることができないことだと認識しております。

そのようなことで、このたびこの3月末で前指定管理の契約が満了するわけでございます。それに伴って、このたび公募という形をさせていただいて、11月に公募させていただいて、業者が2社申請をしていただきました。その後、30年の1月に指定管理者候補選定委員会を持ちまして、このたび議案を提案させていただいております特定非営利活動法人ぶろじゅくとPlusさんのほうに決まったという経過でございます。

では、審議資料の御説明を申し上げます。まず、28ページをお開きください。新温泉町地域活動支援センターの管理に関する基本協定書というのをつけてございます。新温泉町と特定非営利活動法人ぶろじゅくとPlusは、次のとおり新温泉町地域活動支援センターの管理に係る基本協定を締結するというようなことでございます。

第1章、総則として、1条で本協定の目的を掲げてございますし、第2条で指定管理者の指定の意義というふうなことを掲げてございます。第7条では、指定期間ということで、指定期間を前回の指定期間と同じ3年、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3カ年というふうにさせていただきました。

続きまして、2ページの第2章の本業務の範囲でございますが、第8条で本業務の範囲ということで、新温泉町地域活動支援センター条例第5条各号に掲げる業務と、ほか施設管理等の維持に関する業務というのが主なものでございます。第9条で、甲、すなわち町ですが、行う業務の範囲ということで、(1)で本施設の目的外利用許可、また(2)で管理施設の修繕業務ということを行うということで明記してございます。

第3章で、本業務の実施ということで、第11条で本業務の実施で、乙は、本協定、年度協定、関係条例及び関係法令等に従って本業務を実施するものとするということで、第13条で管理施設の改修等を規定してございます。管理施設の改修、改造、増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。管理施設の修繕については、甲と乙の協議により費用負担を決定し、実施するものとするということで書いてございます。

次の30ページをお開きください。第14条で緊急時の対応というものを明記してございますし、第15条では情報管理ということで、個人情報の適正な管理のことをここ

に掲げてございます。

第4章では、備品等の扱いでございます。第16条で甲による備品等の貸与ということで、甲は、現在設置の備品等は無償で乙に貸与することということで、備品等につきましては既に備えつけてございますので、無償でお貸しをすることになります。

第5章で、業務実施に係る甲の確認事項ということで、第18条で業務計画書の確認をさせていただきます。業務計画書を提出していただき、確認するというところでございますし、次の31ページ、第19条では業務報告書のことに触れてございます。

第6章では、指定管理料のことになってございます。第22条で指定管理料の支払いということで、甲は本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払うということで、別に年度協定を定めさせていただきますので、そこでお支払いをさせていただくことになります。

続きまして、32ページをお開きください。第7章で損害賠償及び不可抗力のことを上げてございます。第24条で損害賠償等を規定してございますし、続きまして、次のページ、33ページの第8章では、指定期間の満了の部分でございますが、第30条で業務の引き継ぎ等の部分に触れてございます。

続きまして、34ページで第9章、指定期間満了以前の指定の取り消しという部分でございます。第33条で甲による指定の取り消しということで、甲は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができるということで、(1)から(5)まで載せてございます。

続きまして、35ページ、第10章で、その他ということで触れてございます。第37条では、権利、義務の譲渡の禁止ということで上げてございますし、第38条では、本業務の範囲外の業務ということで、乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲内において自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとするということで規定してございます。

36ページです。裁判管轄ということで、第44条で、本契約に関する紛争は、神戸地方裁判所第一審の管轄裁判所とするということで、本協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するというところで、平成30年4月1日、新温泉町長、西村銀三。乙として、指定管理者でございますが、兵庫県豊岡市庄境236番の2、特定非営利活動法人ぷろじェくとP l u s 代表理事、衣川勝海でございます。

指定の理由といたしまして、地域活動支援センターの運営を担う上で重要な相談・支援機能という体制を有しておるという部分と利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むための適切な支援が可能である。また、兵庫県や他市町において専門的なサービスを提供していることから、支援のノウハウや苦情解決対策等に具体性があるということでございます。以上のことで、地域活動支援センターの運営も含め、障がい福祉サービ

ス事業の展開については、利用者に配慮しつつ、円滑で速やかな移行が期待できるものとしておるものでございますし、なお、今回候補者団体に提案された委託料については、担当課私案の見込み額を下回っております。基準価格内におさまっているということも指定の理由でございます。

本議案に戻っていただきまして、1、公の施設の名称、新温泉町地域活動支援センター、2、指定管理者となる団体の名称、特定非営利活動法人ぷろじェくとP l u s 代表理事、衣川勝海、3、指定の期間といたしまして、平成30年4月1日から平成33年3月31日までです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑をお願いします。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） まず、施設きららのはずなんですけど、3年前に新しく町の施設でオープンして、それから社協が受けてくれて3年間経過したという実績のもとで、なぜ社協を変えるのかなということ。先ほどから議論のあった中小企業振興条例だとか、町内企業というか、またこれも先ほど議論のあった新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定等々、このあたりから見て、せっかく育ってきた社協をあえてなぜ今変えんといけんのかということが非常に僕は疑問に思うところであります。受ける社協も初めてだったかも、前段で統合したからちょっとやってきた部分があったと思うんだけど。もしか足らなければ、各年度において指導したり、そういう機会はあるわけだし。変えんなん理由が絶対わからん。委託料も低いとは書いてあるけど、委託料が低かったら、もうちょっと下げてもらえるようにならんかえとか、それが町内にある事業所であり、やっぱり町内の中で一生懸命雇用を守って、企業を維持してくれる、そんな事業所であるべきと思う中で、がらっと豊岡の事業所に変える。何でかなと。

豊岡の事業所を見れば、どうも実績も2年ぐらいの実績しかないですよ。そういう中で、何で社協を変えるのかなと。そういうふうな施設の入所者から見れば、急激な運営の変更とか、そういうのというのは、入所者に対してすごい刺激というか、悪い部分の。登校拒否じゃないけど、そういうことにもなりかねないと。そんな状況がある中で、再度申します。社会福祉協議会からこっちに指定管理を変えるという明確な理由が欲しいということでもあります。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） ただいまの中村議員の質問でございます。確かにこのたび公募の中に社協さんも含まれており、選定委員会でいろいろ評価をさせていただきました。その中で、特にこのたびの公募にしたという部分でございます。現在、この地域活動支援センターにつきましては、特に中身的に規定というんか、縛りはございません。市町村が実情に応じて行う事業であるのに対し、将来的に障がい福祉サービス事業

として国の基準を満たしたサービスを提供できる事業所をお願いしたいという思いで、特に指定管理の3年以内に国の給付にのれる事業所に、予定のある事業所というふうなことでお願いを申して、このたび公募させていただいたわけでございます。

このたびのぷろじえくとP l u sさんにつきましては、3年以内に国の給付の事業にのる予定がありますというふうなことで明確に出ていますし、社協さんにつきましては確約できないというふうなことで申請に出されております。それと、現在特に重度障がいの方の対応につきましても、なかなか社協さんも専門的なノウハウがないというふうなことと、このぷろじえくとP l u sさんにおきましても、現在確かに法人ができて2年ぐらいのところでございます。それ以前は豊岡のある社会福祉法人に勤められておられた方が約10名の方が退職されて、自分たちで独立して立ち上げたこの法人でございます。そのようなことで、確かに業務的にはまだ浅いんですが、特に国、県の指定の但馬障害者就業生活支援センター等の指定もこの事業所は受けてございます。そういう部分で、いろんな専門的な知識等をお持ちだというふうに思っております。特に利用者のことを考えて、今よりよりよいサービスが受けれる事業所ではないかなというふうなことで判断をさせていただきました。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 一体全体ではないんだけど、社協をどう評価して、どう見て、今後どうあってほしいかという思いはどうなんでしょうか、行政として。都合のええときだけ社協頼むわじゃなくて、足らなかつたら努力してもらうように指導するとか、今あかんけえ、あかんだよと。国庫補助を受けれるような気持ちがある、予定があるというところ、確証できない。確証できないというのは、もしかしたら自分たちの知識不足かもわからんし、スタッフの不足かもわかんないし、でも、これから社協がいろいろ伸びていく中で、そういうことも勉強していかんなんし、そんなこともクリアできるような事業所に発展せんといけんじゃないですか。

そういう中で、そういう指導をせずにと言ったら失礼かもわからんけどね。そういうふうなかかわりをせんなんところに対して、そういうことをせずに、結果、途中経過の中で、そういう判断をするのは非常に社協に対して僕は失礼じゃないかなという気がするんです。もっともっと育成してほしいし、町民の多くが会費で出資し合っしてとるじゃないですか。みんなの社協なんですよ。行政だけの社協じゃない。それからすれば、やっぱりこういう福祉の受け皿、第一は社協だよと。そういう期待感を持ってやっぱり社協を育成するようなやり方、行政運営してほしいですね。

能力なきやだめだよと。ずっとこんなんでいくつもりなんですか。これ極端な例かもわからんけど。非常に僕はこんなやり方というのは、本当にこの町の事業所なりに対してどんな気持ちを持つとるのかなと。それは能力のないところに出すのは無理ですよ。がしかし、ちょっと頑張ってみてくれえな、社協さんと言える行政と社協の間じゃないですか。今培ってきたもんがあるじゃないですか。何でそれがこんな形で出てくるのか

など。入所している皆さんから見て、問題はないんですか。その辺はどうなんですか。その辺も当然検討材料の中に入れての判断だと思うんですが、そういうところはどうでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 中村議員がおっしゃるとおり、この地域の福祉は社会福祉協議会が本当に大きな役割を持っているということは十分認識はしております。過去、社会福祉協議会と町との関係を見てみますと、いま一つ連携プレーができていなかったというぐあいに思っております。そういう中で、これまでのあり方の見直しも含めて、やはりこの地域になくてはならない本当に福祉の軸でありますので、さらに連携プレーをすることによって福祉全体の底上げにつながるようにしたいと思っております。

今回のこのぷろじえくとP l u sさんとの関係ですけど、社協との連携がいま一ついかなかった結果だと思っております。今後のこともありますので、改めて社協ともっともっと深いつながりを持つ中で、今後のあり方は検討を考えていきたいというぐあいに思っております。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 方向性を出していただきましたので大変感謝したいんですけど、僕は、やっぱりこうして高齢化社会の中で社協にお世話にならんといけると、受ける側もピカ一のサービスするよと、そういうようなことのやりとりをしながら社協育成をぜひしてほしいなど。僕もいつかお世話にならなあかんで。そういう部分では大事な組織、どんどん育成してください。よろしくお願いします。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） より緊密に連携プレーをやるように頑張ります。

○議長（中井 勝君） そのほかありませんか。

5番、森田善幸君。

○議員（5番 森田 善幸君） 参考までに29年の社協への委託料といいますか、指定管理料と30年度のぷろじえくとP l u sさんの委託料をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 29年度は2,100、ちょっと端数は忘れちゃったけど、2,100台です。このたびの更新の指定管理料が2,200、ちょっと端数、新年度予算の数字でございますので覚えてございませんが、町の試算では2,300ぐらいだったんですが、それ以下だったということと、今、社協さんのほうは、それより高かったという部分でございます。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 済みません、先ほどからこの法人は、これまでからや

ってきたということを言っておられましたけど、こういう施設の運営には資格とかが必要な、資格があって、それぞれ管理をせないけんという施設なんでしょうか。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 現在、新温泉町が行ってございます地域活動支援センターについては、特に資格等はございません。町が将来的に求めている部分につきましては、管理者とか、そういう設置基準がございますが、現在はございません。

○議長（中井 勝君） そのほか。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） そうすると、今のこれから従業員の方といいますか、そういう方は、例えば極端な話、全然携わったことのない方でもできるということになるわけでしょうかね。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 次の更新の、30年のこの4月からの分でぶろじゅくとPlusさんが指定管理者となるわけでございますが、現在、社協さんのほうでお勤めになっておられる職員の希望を聞きまして、希望される方につきましては、こちらで継続という形でお願いをさせていただいて、なるべく利用者の方がいろんなことで戸惑わないように配慮させていただいたつもりでございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ちょっと現在は、それこそきらは指定管理料で運営されてる感じですか。それが3年後になったら一体どういう形になるんですか。委託料じゃなしに介護保険の関係で計算をする施設になるわけですか。そういうことについてちょっと説明をしていただけますか。そこにおられる職員の方ができるだけ同じように引き継がれて、その施設で使っていただくと。これが大事なことですし、もう一つは、入所しておられる方たちがやっぱり違和感なしで、すとなじむといいますか、ああいう障がい児、障がい者の施設というのは、そういったところが極めて大事だと思うんです。決して簡単になじむとか、そういうことはないと思うんです。そういったところも実際に健康福祉課も考えられて、当然なこととして、そういうアドバイスもするなり応援するなりということもあったんでしょうし、ちょっとそこら辺のところを教えてくださいませんか。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 現在は町の地域活動支援センターとして一般財源で指定管理料をお支払いをさせていただいておるところでございますが、将来的に国の基準のほうにのりますと、その運営に対しまして国、県から給付がおりてきます。国が2分の1、県が4分の1ということで給付がおりてきます。そこで運営をお願いするという分でございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） そういう先ほどから出てる社協なんかの関係もあって、なじむとか、いわゆる障がい者、障がい児のそういったことについてはどのようにお考えをなさったのか。結局は国の制度でっていうことで、町の持ち出しが少なくなくて済むからというような考え方で、いわゆる今回のような指定管理について公募したというのが理由でしょうか、要は。それは、どうしてもそうせざるを得なかったと。3年後にはそういう形をとりたいという話でしたけども、そういうことなんですか。そうすると、全国どこの施設も、そういう作業所というのはそういう形になってくるのか。そこら辺のところも一体どんな形になってくるのかなということもありますので、答えていただけますか。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 目的は、基本的にこの施設を利用される方の利用者サービスの向上というのが最大の目的でございます。現在のサービス内容よりもっと高いサービス提供が受けれるということを目指して今後の運営をしていきたいというのが考え方でございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 今よりも高いサービスを提供するために、このような公募をなさったという話なんですか。それとも、いわゆる先ほど私が聞いたように、町の持ち出しが少なくなくて済む、国の制度にのっかる、そういう方向の考え方なのか、両方なのか。どちらなんですか。それを教えてください。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） サービスの内容が今現在は地域活動支援センターでは基準等がございません。今後、国の基準の障がい福祉サービス事業所になれば、サービスの管理責任者や専門的な人員の配置という基準が設けられますし、サービスの提供に對しましては利用者の個別に支援の計画を立てることや、いろんなサービス内容の提供が可能になるというふうなことになります。

従来から、当初27年4月の開所以来ずっと担当ではそのような説明をし、そういうことを少しずつお願いしてきていたようでございます。そのようなことで、なかなか現場ではそういうふうに進んでなかったというようなことでございますし、国の給付にのれば国県の給付が受けられますので、その施設の運営に對しまして、従来限られた財源の中で、うちが一般財源の中でお願いするという部分でしたが、今後一般財源の部分でも総合的に推進する中で、ほかの福祉施策に回されるということもあわせて、このたび公募をさせていただいたことでございます。特に公募では、3年以内に国の給付にのる予定の事業所ということをつけ加えさせて公募をさせていただいたところでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、ないようです。質疑を終結します。

それでは、討論ありますね。討論に入ります。

まず、本案に対し、反対者の発言を許します。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私は環境福祉常任委員会に所属しております。委員会では、否決せず、賛成の立場をとりました。委員会の中で、担当課を責めるつもりはなかったからです。今、JR西日本等担当者の責めを問わない体制になっています。私も、その考え方は賛同しています。

今回の地域活動支援センターについては、去る3月3日に利用者に対する説明会が開かれました。それまで地域活動支援センターのあり方について、設置者である本町からの説明は一切ありませんでした。私も、就労支援事業、今、町が考えておられる事業にのった作業所になることについては賛同しています。ただ、さまざまな考え方の中で、当事者がそれをどう判断するか、選択肢をふやすことについては、これは当事者にとってはプラスです。しかし、一般町民にとっては、それが無駄になることさえあります。私は社協の理事ではありますが、理事会でこの件について正式に町から打診されて、理事会で検討したことは一切ありません。本来社協については正式に議論し、どう対処していくか検討する時間が本来であればあった、そうあるべきであったと思っています。

3月3日の皆さんの対応によって、私も方針を考えようと思っていました。3月3日の関係者の皆さんも選択肢なき妥協です。この件は、前町政の遺産だと私は思っています。11月10日にこの公募が開始され、現在の西村町長は11月13日に就任されました。そのとき町長は説明を受けられているかもしれませんが、そして、本当は12月の議会でこの方針についての議論がされるべきであった。そうであれば、いろんな選択肢がそれからでもできた。しかし、この議会でこれが提案されてしまえば、ましてや職員さんの対応等を考えれば、もう選択肢はありません。利用者が利用する施設が職員さんが右往左往するような形になることは、利用者にとって大変なマイナスです。本当なら西村町長が、おい、待った、もう一回考えようや、そういう機会をつくってもらえるものと私は期待していました。この件を否決してどうなるかということについては、私は極端には望んでいません。ただ、当事者抜きで、であろうという立場の中で行政が判断して決定してしまうことは大変なマイナスです。これが氷山の一角と思えば、本当に残念です。

今、この場で皆さんに否決に賛同してくださいとは申し上げません。しかし、この流れは記憶にとどめていただき、今後のさまざまな町政の運営、企画については皆さんにも考えていただきたい。一番の責任者は町長です。わからないことがあれば、わからない、助けてくれ、そう言って最終的な判断を町長がし、いろんな選択肢を持った状態で、いろんな議論がなされるべきであったと私はそう考えています。この討論が本当の意味での反対討論にならないかもしれません。しかし、おっと、待った、ちょっと待っ

て考えよう、そんな機会になってくれることを願っています。これで反対討論を終わらせていただきます。皆さんの御一考をお願いします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 私は、本案に対して賛成の立場で討論いたします。

地域活動支援センター、この位置づけというものを皆さんがどのように考えられているかわかりませんが、本来であるならば非常に障がいの軽い方、その方の日中活動の場としての制度であります。本町においては、合併以前から地域活動支援センター、それぞれの町に一つずつ設置し、その中で障がいのある方をこの地域の中での生活を支えてまいりました。しかし、もともとの制度が障がいが軽い方を対象とする制度のために、社協さんがどちらの施設も運営していたのですけれども、非常に努力をしながら受け入れてきたと。しかし、それでも無理があります。果たしてそこから弾かれた方がどこに行ったか。それは、皆町外の施設に、これは言葉が悪いですが、町から追い出されたというような状況があったと考えております。

今の地域活動支援センター、通称きららという形で愛称がついておりますけれども、こちらができる以前の段階、旧町のつくっていた作業所が老朽化の中で、何とか新しくできないか、修理できないかということをお社会福祉協議会のほうから打診されてきた記録もあります。そんな中で、町としても自立支援協議会の活動として給付事業、国の制度である介護保険と一緒にできた障がい福祉の給付事業に移行すれば、よりよいサービスが受けられる。社協がそれを受け取れないかというような打診を長年やってきた経緯もあります。しかし、なかなかそれに対しては、人員的な配置、専門職の育成などの問題があり、受けてもらえなかったと。しかし、急務として地域活動支援センターの老朽化というものがありましたので、きららの現在の設置というふうになったわけであり

ます。

長年福祉の分野でかかわってきた人間といたしましては、当事者の方、今の利用者の方に対するケアという部分で、このたびの移行に関する町の手続上の優しさといえますか、そういうものがなかなか見受けられない部分もわかりますけれども、このぶろじゅくとPlusさんに指定管理が移ることによって、この地域になかった指定障がい福祉サービス事業、これに向かった一つの足がかりとなることのできる。これは、この地域の福祉の中での大きな一歩だというふうに考えております。そういった意味で、この本案に対して賛成いたします。以上です。

○議長（中井 勝君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（中井 勝君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。（「多数って何ぼですか」と呼ぶ者あり）14です。1人反対をして退席をされました。暫時休憩します。

午後4時46分休憩

午後4時46分再開

- 議長（中井 勝君） 再開します。

次に、議案第16号、公の施設に係る指定管理者の指定について（まち歩き案内所）を担当課長に説明を求めます。

岩垣商工観光課長。

- 商工観光課長（岩垣 廣一君） 議案第16号、公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

説明の都合上、審議資料の39ページをごらんいただきたいと思います。まち歩き案内所の管理に関する基本協定書を添付させていただいております。

42ページでございます。まち歩き案内所の管理に関する基本協定書といたしまして、新温泉町を甲といたしまして、浜坂観光協会を乙とし、まち歩き案内所の管理に係る基本協定書を締結するとしております。

この当該施設の設置目的であるまち歩きの情報提供、観光等の振興を達成するためには、観光客への情報提供する必要がございます。観光情報等の集積や提供のノウハウを持つ業者として選定をさせていただいているところでございます。

浜坂観光協会につきましては、平成25年度から5カ年、このまち歩き案内所を運営していただいております。施設管理、来客対応等運営状況は良好でございまして、その実績を考慮したものでございます。

引き続き、42ページ、一番下のほうでございますけれども、管理の基準として第6条、別紙2に従い、管理業務を実施するということが記載しております。

43ページでございます。指定の期間、第8条、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとするとしております。

46ページでございます。指定管理料の支払いにつきましては、第22条、別途年度協定により定めるということになっております。

利用料金の決定、第25条でございます。利用料金につきましては、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるということとしております。

52ページでございます。別紙2といたしまして、まち歩き案内所の指定管理業務の仕様書を添付させていただいております。この仕様に基づきまして事業を行っていただくということになります。

54ページでございます。別紙1といたしまして、利用料金の表を添付させていただいております。内容につきましては、現在のものと変わりございません。

条例本文に戻っていただきます。1、公の施設の名称、まち歩き案内所、2、指定管理者となる団体の名称、浜坂観光協会会長、沼田宏一、3、指定の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日まででございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井 勝君） お諮りをいたします。本日の会議を延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会いたします。

次は3月13日火曜日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後4時52分延会
